

令和 5 年 6 月 1 6 日

令和 5 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 6 月 1 6 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 1 0 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番 村 山 一 彦 2 番 山 本 達 也

3 番 高 山 豊 彦 4 番 井 上 武 津 男

5 番 岡 本 正 意 6 番 岡 田 泰 正

7 番 畑 武 志 8 番 小 西 啓

9 番 岡 田 勇 1 0 番 吉 田 哲 也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	岡 田 博 之
総務課地方創生担当課長	富 田 幸 彦
地 域 力 推 進 課 長	原 田 敏 明
人 権 啓 発 課 長	中 尾 政 弘
税 住 民 課 長	吉 田 敏 江
福 祉 課 長	北 広 光
診 療 所 事 務 長	島 川 昌 代
総合施設整備課長	但 馬 宗 博
農 村 振 興 課 長	馬 場 正 実
建 設 事 業 課 長	井 上 博 丞
会計管理者兼会計課長	榎 木 由 佳

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	6 番 岡 田 泰 正
	7 番 畑 武 志

議事日程（第 2 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町一般会計補正予算（第 7 号専決）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号
専決）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 5
号専決）

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5
号専決）

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号
専決）

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号専
決）

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号専決）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞様です。

ただいまから令和 5 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番、岡田泰正議員、7 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

岡本正意議員。

○5 番（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第 1 に、物価高騰対策の強化について伺います。

この問題は、先の 3 月議会でも取り上げましたが、新年度を迎えてからも生活に関わるあらゆる物価が上がり続けており、その影響はますます深刻となっております。選挙後の初議会で提案された補正予算で国からの交付金を活用した幾つかの支援が具体化されたものの、到底十分とは言えず、6 月議会でのさらなる強化が強く求められております。

そこで、伺いますが、一つは、6 月議会でのさらなる対策強化の内容はどのようなものがあるのでしょうか。

二つ目に、水道料金の負担軽減、料金見直しについて伺います。

町は、昨年7月から実施されてきた基本料金の免除をこの3月で打ち切られました。が、暮らしや生業の現状を考えれば、大幅値上げの料金の押しつけはあり得ないとともに、現料金が適切とは言えません。ゆえに、1点目に、基本料金免除の再実施を直ちに行うことを求めます。

2点目に、最低でも基本水量を元に戻すなど、料金を見直して引き下げるよう求めます。

第2に、「保険証廃止」への町の認識、対応について伺います。

1点目に、この間、深刻なトラブルを放置したまま保険証を廃止する法律の成立が強行されましたが、住民の命を守る行政、保険者として危惧はありませんか。廃止することの中止を政府に求めるべきではないですか。

2点目に、保険証を廃止した場合に想定される問題点は何とお考えですか。

3点目に、仮に廃止が実施されたとしても、町の判断で資格確認書を全被保険者に一律に交付すべきと考えますが、いかがですか。

次に、第3に、「W a z C a r」の方向性、運行改善について伺います。

昨年秋から開始されたデマンド型乗合交通の実証運行ではありますが、利用状況は良好とは言えませんし、課題が山積していると考えます。それを踏まえて伺います。

1点目に、実証運行の期限はどうお考えでしょうか。本格運行に移行する上での基準というものはありますか。

2点目に、当面必要と思われる改善点について3点伺います。

一つは、この間、路線バスが廃止された湯船地区での事業内容の再度の説明、丁寧な意見聴取の実施を求めたいと思います。

二つ目に、「ドアツードア」方式の導入を求めるとともに、最低でも停留所位置の改善を求めます。

3点目に、料金の引下げを求めます。

第４に、河川、生活道路の環境整備について伺います。

１点目に、和束川支流内の雑草刈りや浚渫等を適切に実施し、環境整備を求めたいと思いますが、答弁を求めます。

２点目に、町道白栖撰原線の舗装改修、雑木等の整備などの環境整備についてお考えをお聞かせください。

以上で、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問に答弁をさせていただきます。

最初に、物価高騰対策の強化をということで、（１）６月議会での対策強化の内容は、について答弁させていただきます。

令和５年５月の臨時議会で承認いただきました補正予算では、物価高騰、燃料ガス高騰対策の和束町独自施策として、国の交付金を活用し、不足分の財源１，１３０万９，０００円を単費で充当し、総額５，３２２万８，０００円の事業費で対策を講じております。価格高騰支援商品券事業や生活支援燃料券事業などにつきましては、高齢者世帯や子育て世帯、茶業、飲食業を行っている方など、世代や業種を問わず、幅広く町内の住民の皆様が活用することができ、また、町内の事業者を利用されることから、地域経済の活性化にもつながると考えております。

今回の補正予算では新たな予算の計上はございませんが、物価高騰の動向を見ながら、引き続き、京都府、町村会等を通じて物価高騰対策に係る要望をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（２）水道料金の負担軽減、料金見直しを、その①基本料金減免の再実施を直ちにについてであります。水道料金の軽減につきましては、令和２年８月分から１１月分、令和３年２月分から３月分、令和４年７月から令和５年３月分の３回にわ

たり、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策として実施してきたところであり、一定の住民生活の支援につながったと考えております。

一方、水道料金の軽減につきましては、旧山水道を利用されている方に支援が及ばない、また、町外在住の方の水道料金についても減免しているという面もございます。本町では、限られた財源の中で、住民の皆さんに、より効果的な支援となるよう事業を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、②最低でも基本水量を元に戻す等の見直しで引き下げを、についてですが、議員もご承知のとおり、安心安全で安定的な水道供給を図るために実施した統合簡易水道事業等に係る元金・利子の償還を主な要因として、水道料金の見直しをさせていただいているところです。今回の元利償還金については、令和8年度をピークとして令和11年度まで高い水準で償還が続くこととなり、「独立採算の原則」に基づき安定的な水道経営を継続していくためには、水道料金の引下げの実施は難しい状況にありますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、大きい2番でございますが、「保険証廃止」への町の認識、対応について（1）深刻なトラブルを放置したまま保険証を廃止する法律が強行されたが、住民の命と健康を守る行政、保険者として危惧はないのか。廃止中止を求めるべきではないか、のご質問につきましては、6月9日公布された改正マイナンバー法関連の内容として答弁いたします。

政府は、施行の日は「来年秋」としてありますが、まだ詳細な日程は未定でございます。資格情報の誤登録問題への対応なども進めながら準備作業を進めるとされていきますので、施行の日までに解消され、移行できるものと考えます。

次に、（2）廃止した場合に想定される問題点は何か、についてでございますが、各種制度の移行時には様々な取扱いの変更が生じるものであり、その情報が周知されないと問題が生じることが想定されます。住民の皆様には制度周知を徹底して行い、

新たな制度への円滑な移行を進めてまいります。

次に、（３）仮に廃止が実施されても、町の判断で資格確認書を全被保険者に交付を、について答弁いたします。

厚労省は、「マイナ保険証」を持たない人には資格確認書を交付するとして取扱いの詳細を検討中であり、まとめ次第、保険者に示す方針といたします。

医療保険の加入手続きの際には同時に資格確認書の発行を行うことなど、国民健康保険に限らず、医療保険制度全体として取扱いの詳細が明らかになれば、被保険者の皆様に周知徹底を図ってまいります。

次に、大きな３番でございます。「W a z C a r」の方向性・運行改善について、（１）実証運行の期限は。本格運行に移行する基準はあるのか、についてでございます。

令和４年９月から開始しましたW a z C a rの実証運行は、令和５年４月に期間を延長し、令和６年３月末まで実施する予定でございます。また、W a z C a rの導入目的は、公共交通空白地の解消と路線バスの利用促進の二つであります。本格運行に移行するに当たりましては、実証運行期間中のご利用状況や住民の皆様のお声などから、路線バスから離れた地域での暮らしの利便性がいかに向上したか、そして、奈良交通和東木津線の利用促進にどれくらい寄与できたか、この２点をしっかり検証するとともに、路線バスを含めた公共交通全体での町の財政負担を含め、総合的に勘案しまして、現行の形のままで本格運行するのか、運行の形を変えて本格導入へ移行するのかなど検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きい４番、河川、生活道路の環境整備について、について答弁させていただきます。

河川は豊かな自然を象徴し、農業をはじめとして私たちの生活にとって大きな役割を果たしている一方、近年の頻発・激甚化している河川の氾濫は、日本全国で甚大な被害をもたらしているところであります。本町においても、河川による浸水被害を防

ぐため、河川の維持管理として、計画的に土砂等の除去や樹木伐採などの浚渫事業を実施しているところであり、京都府が管理する河川の浚渫等の要望と併せて、引き続き、適切な河川管理に努めてまいります。

また、生活道路につきましては、各区への材料支給による維持修繕や各区からの要望による修繕工事、道路改良拡幅工事などにより管理・整備を行っているところであります。

財政状況等により、全ての道路整備を実現できる状況にはありませんが、各区からの要望を踏まえ、優先順位をつけながら計画的に整備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

岡本議員からいただきましたほかの質問については、担当課長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

岡本議員の一般質問に対してお答えをさせていただきます。

私のほうからは、３．「W a z C a r」の方向性・運行改善について、（２）当面の改善についてお答えを申し上げます。

まず、①湯船地区での事業内容の再度の説明、丁寧な意見聴取の実施をにつきましては、湯船地区からのご要請をいただきまして、昨日から住民懇談会を開催させていただいております。この中でお聞きしましたご意見を踏まえまして、今後の実証運行の改善へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、②「ドアツードア」の方式の導入を、最低でも停留所位置の改善を、につきましては、議員もよくご承知のとおりかと思いますが、町内は狭い道路、それから急

な坂道、曲がった道路というところが大変多いことから、W a z C a r の車両で安全に運行できるところということを検証しました結果、ドアツードアではあまねく全てのところまで行くのは大変難しいということがございまして、乗降ポイントを設置するという現在の形態を採用させていただいたという経過がございます。

乗降ポイントの位置につきましては、こちらも最終形ではございませんので、今後、住民の皆様のお声を聞く場を設けまして、御意見を伺いながら、よりよい乗降場所を探ってまいりたいというふうに考えております。

また、③料金の引下げを、につきましては、今年1月以降、300円で乗車できる範囲を拡大しました。その効果かと考えておりますけれども、利用者アンケート、それからヒアリングにおきましては、料金について8割を超える方が「安い」、または「適当」と回答されておりますので、現時点では一定納得感のある料金設定になっているというふうに評価をしております。

いずれにいたしましても、今後も住民の皆様の御意見を踏まえて、こういった形がベストかというものを探ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。

私からは、岡本議員からいただきました一般質問大きい4番、河川、生活道路の環境整備についてのうち（1）和束川支流内の雑草刈り、浚渫等の適切な実施を、（2）町道白栖撰原線の舗装改修、雑木整備等の環境整備を、について答弁させていただきます。

まず、（1）和束川支流内の雑草刈り、浚渫等の適切な実施を、についてでござい

ます。

町が管理する準用河川につきましては、定期的に浚渫を行っており、特に令和３年度は舟尾川、令和４年度は大勘定川、尾根川、釜塚川、坊川などの浚渫を実施したところです。今後につきましても、定期的に土砂堆積状況を確認し、阻害率が高い箇所について町が管理する河川については町が随時浚渫等の対応を、京都府が管理する河川については早急に要望を行いながら計画的に実施していきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、（２）町道白栖撰原線の舗装改修、雑木整備等の環境整備を、について答弁させていただきます。

町道白栖撰原線の雑木整備については、地元区からも要望をいただいているところであり、現在、電力会社と電線付近の枝葉を伐採していただけるよう協議を進めているところです。

また、舗装改修につきましては、町道白栖撰原線に限らず、十分な整備に至っていない町道もあることから、財源確保に取り組みつつ、路面状況や交通量、緊急車両の通行状況などの総合的な観点から検討を行い、優先順位をつけながら計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきましたご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、先ほどW a z C a rの関係については、湯船地区の説明という点では、懇談会のほうをこの間、開いていただいているという答弁がありました。この間、４月にバスがなくなってからですね、やはり切り捨てられているのではないかと聞いた、そういう厳しい声も含めていろいろと不安の声も上がっておりますので、ぜひ

ともそういった声をしっかり酌み取って、今はW a z C a rしか生活の足がないわけですから、それがしっかりと地域の足になるように真摯に聞いていただいて、改善のほうを進めていただきたいと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

それと、まず、河川と生活道路の関係からお聞きしたいと思うんですけども、和東川支流の関係ですけども、いろいろと計画的に進めていただいているというお話もあったんですけども、例えば、この間、見ておりまして、一つは南川の関係なんですけど、こういう状況にありますし、あと、これは門前の関係のところがこういう状況になっております。これもそうですね。これは柚田川のほうですけども、こういった家のすぐ近くのところなんかも、かなり伸びてしまっているという状況がありますし、これは雨が降ったときに撮ったやつですけども、かなり激流になっている中ですけども、川の中の雑草が大変生えていっているという状況があると思います。今、紹介しているところは京都府の管理されている部分がかかなり大きいと思うんですね。先ほど京都府のほうにも要望していききたいという話ですけども、今、挙げた南川であるとか、門前川、また柚田川のこういう状況というのは、今年度、何らかの改善というか、浚渫とか雑草を刈る予定というのは聞いておられるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

京都府の管理する河川につきましては、今、紹介がありましたように、柚田川は今のところ毎年していただいています。南川については2年1回していただいています。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

していただいているこの状況というのは、実際、全体的に今お示ししているようなところというのは、今年どれだけ改善される予定ですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

詳細はまだ連絡はもらっておりません。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

例えば、こういった地域の近隣の家とかではですね、これまでも何度も大雨が降ったときに家のところに浸水するであるとか、そういうことも伺っておりますし、景観的にも大変よくないと思うんですね。やはりこれからまた雨が多い時期ですし、梅雨もこれからまだ続くと。それから、台風等の豪雨災害もこれから大変心配されているという状況もありますので、やはりこういった目に見えて大変大きく生えてしまっているという状況のところは早急に改善というか、処置していただけるようにすぐに連絡を取っていただいて、めどはどうかということでは確認していただけますか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

京都府の事業といたしまして、府民公募とか地元区の要望を実際、府民の要望を聞いて、現在、これから先に浚渫をする計画を立てていただけるので、その協議のほうは今後早急に進めたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

最近、京都府というのは、口を開けば府民公募ということと言われるんですよ。もちろんそれをやって改善されるということもありますから、それ自身はする必要もあ

るんですけども、全てそれ待ちみたいなことになっていると。

先日、京都府に聞きましても、こういった状況は定期的、計画的な点検や環境整備というのは基本的にされてないと思うんですね。そういう声が上がったところから状況を見てやりますみたいな、そういう実態があると思うんです。それでは管理に責任を持っていると言わないと思うんですね。言われなかったらずっとしないのかということにもなりますので、ですから京都府自身がちゃんとパトロールもして、これは実際どうなのかということも含めて適正に管理するように、予算もふさわしくつけてちゃんとやってもらえるように、そこは強く要望いただきたいというふうに思いますので、いずれにしましても、どうなっているのかということ自身は確認していただきたいと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

それと、白栖撰原線の関係ですけども、これも今の状況ですけど、一つは、やはり雑木等が生い茂っているので、前にも馬場課長のときにもお話しして関電のほうでやってもらったときもありましたけども、大変いつも暗いと。ここは昼間でも電気がついていきますからね。そういうことがありますし、それから、こういう舗装面も大変こういう状況にあると。こんな感じですね。だから、これは長年放置しているとしか思えない状況です。

この白栖撰原線というのは、もちろんいろんな町道があって生活道路がある中で、ここだけ特別扱いというわけにはいかないというのは分かります。けども、例えば、この道路というのは、石寺橋から白栖橋までの府道の区間の中でいうと、ある意味、唯一西和東の集落内に入っていける中間点ぐらいにあると思うんですよね。下にはバス停もありますから、そこで通学するとか、通勤するとか、行き来される方もおられるわけです。そういう意味でも、やはり最低限こういったひどい状況を改善する。

それから、下にすぐ川がありますけど、そういうガードレールとかの安全策があるところも本当に一部ですよ。そういう危険な状況にもあるということですから、こういった状況は最低限改善をすると。

昔、あそこを根本的にバイパス化するみたいな計画があったときもあったと思うんですけども、それはいろんな事情で頓挫したと。それ自身は求めているわけじゃないんですけども、最低限、実際に人が通って車も通ってるわけですから、こういう状況というのはあまりよろしくないと思いますので、これは早急に現場も点検いただいて、最低限の補修であるというのはぜひやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

緊急車両と通行状況などを総合的な観点から検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

先ほども言いましたけども、通勤・通学にしても、あそこ自身もう少しスムーズに通れる道であれば、そういった緊急車両も含めてもう少し安心して通れる道になると思うんです。

通られたと思いますけど、皆さんもご存じだと思いますけども、はっきり言って、例えば、あそこはバス停から上のほうに歩いて行き来するなんていうのは大変勇気が要りますよね。夜とか帰ってきて、あそこから歩いて家まで帰るなんてなれば、安全が確保できるのかと思われても仕方ないような状況にあります。安全を確保するという意味でも、ああいう状況は最低限改善するということが必要だと思うんですけど、車だってあんな状況でいつ転落してもおかしくない状況がありますよ。こういった状況を放置しないというのがまず大事じゃないかと思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

和束町の立地状況というのは山間地域で、先ほどの道路も川も大変な管理で、日頃からどこにおいても管理は大事であります。

基本的には、住民の生命・財産を守るという観点から考えていく。道路とか先ほどの浚渫の問題もありますが、そういう意味では、京都府にはこれも絡めてですね、そもそも治水から考えていかならん。だから、いろんなところで治水の要望をさせていただいております。

そして、必要な箇所には必要な財源確保をしながら努力をしていくべきだと思っておりますので、ただいまご質問をいただいておりますように、そういう観点から私たちは事に当たっていく必要があるかと思っておりますので、貴重なご意見として承っておきます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

いずれにしても、普通の町道として考えても、あまり良好な状況とは言えないと思うんですね。根本的な、抜本的な改善をと言ってるんじゃないくて、普通に生活道路として考えたときでも、あれだけのボコボコだったら直してくれってなりますよね。その辺も考えていただいて、まず、できるところからしっかりとやっていただきたいと思いますので、それは強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、次に、物価高騰対策に行きたいと思うんですけども、町長にお聞きしておきたいんですけど、3月議会で私は、「昨年よりも大変物価高騰も続いて、住民の暮らしや生業というのは、より厳しくなっているというご認識はありますか」というふうに伺ったら、そのとき町長は、「分かりません」と言われました。あれから3か

月たっております。あれから幾らでもいろんな情報が伝わっておりますし、暮らしの状況も大変厳しくなっているなど私は思っておりますけども、町長は3か月たって、昨年よりも、またこの春よりも住民の皆さんの暮らしは大変になっているというご認識はありますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

多分ご質問いただいておりますのは、私の感じてる認識的、漠然と意識を質問されていると思います。そういったときに、私の立場で感覚的に答弁させていただくのはいかかということで、そういう答弁をさせていただいたというように思っております。

今きちっと分析していくならば、経済指標というのは一定この3か月伸びております。そして、和東のお茶に関しましては、この間も農村振興課の報告を聞いておりますと、いわゆる収量は低いけども単価は増えてきたというところもあります。ただ、世界的な中では、燃料費とか生産費、肥料とかに非常に影響が出てきている。この物価の高騰というのは、これは和東だけやなしに、そういう流れで今いろいろ報道されておりますが、その燃料とかガス、肥料の高騰には前年度からも認識しておる。その対策を講じてきたというのが現状であります。個々にどの分でどう対策を取るのかというのは非常に難しいところがあります。

今のご質問の中にも、水道料金のことについてお尋ねいただきましたけども、そういうところでやりますと、事務とかいろんなところにいくんだったら、燃料高騰対策でそこへ含めて解決していくような処理をしたい。

全体的に和東町の生活はよくなったとは思いませんけども、やはり厳しい状況にあることは認識しているか認識していないかいうよりも感覚的にあるもんだと思います。だから、「認識」「認識」じゃなしに住民の感覚の中にあることに対して住民が非常に苦勞いただいております、その苦勞に行政として応えていく。それは何かというたら、

さっきもここに挙げさせていただいておりますように、物価の高騰はコロナだけやなしにウクライナ問題とか、いろんな国際問題の影響を受けて出てきているわけですから、そして直接受けている農家とか商売屋さん是非常に厳しい。そして、その結果、一般住民の皆さん、そういう意味では非常に厳しい状況ということを認識じゃなしに感覚的に受け止めております。これを対応していかなきゃならんというのが今回の補正とこれからの和東町の対策です。

個々にするというのは非常に難しいですけども、そういう生活全般をどう支えていくか。そして、基幹産業どう支えていくか、そして商売の活性化をどう図っていくか、こういう観点から個々の施策を具体的に検討しながら今後進めてまいりたいと思っておりますので、認識の問題ではなく感覚の問題だと、このように答弁させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

感覚でも認識でもどっちでもいいんですけども、感覚っていうのは感じるかどうか、感じなかったらそうじゃないのかみたいなことになりますから、ちゃんと行政の長としては、そういう今の状況を感覚じゃなくて認識するというのが一番大事だと思いますよ。

認識してないから6月議会も何も手を打ってないということだと思います、そういう認識だから。そういう感覚をお持ちなんだったら、6月議会で何らかの対策ができたはずですよ。でも、それは結局様子見になっているというのは、要は、本当に厳しいというふうに感じておられないということだというふうに思うんです。

そんなことでは暮らしは守れませんので、早急に対策のほうですね、もっとできることはいっぱいあるわけですから、国の交付金待ちじゃなくて、こういうときのために基金があるわけでしょう。要は、災害並みの状況なんですから、そこをちゃんと認

識いただいて、感覚でも結構です。その言葉のことはどうでもいいですけど、ちゃんと行政の長として責任を果たしていただきたいと思いますので、直ちに検討に入っていただきたいと思いますように思うんです。

それで、水道料金の関係ですけども、昨年度は9か月間の免除を実施できました。さっき言われたように、その前もやられてきました。しかし、去年よりも厳しいという感覚をお持ちなんですよ。であるならば、なぜ今年度は何もできないのか。

事務的などうこうと言われたけど、水道料金の基本料金の免除というのは簡単じゃないですか。前、町長も「あれが一番簡単だ」と言っておられましたよね。今年はそれがなぜできないのか。じゃあ、昨年度と何が違うのか、何が壁になっているのか。

お隣の宇治田原町とか井手町とか八幡市はされておりますよ。和束町はこれまでも経験があるのに、今年はより厳しくなっている状況なのになぜできないのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

それも物の考え方なんですよ。例えば、和束町は今までから水道料金そのものにストレートに充ててきたから、水道料金の減免を図り、基本料をさげてきた。水道料というところのコアな部分に視点を当ててやってる。

今、岡本議員がご質問いただいたように、経済、社会、生活は大変でしょうという質問もされているわけです。今、対策は、住民の生活をどう守っていくか、高騰対策をどうするか、燃料対策をどうするかですよ。コアなところでどうだとか、基本料がどうだというのはなしに、住民の生活、1世帯当たりをどう守っていくかというのが大事なところなんです。去年はそこよりも、いわゆるコアなところに焦点を当ててきました。

そして、先ほど答弁しましたが、山水とか、いろんな状況の違うところにおいて一律にしてしまって全部やれたというよりも、もう少しいろんな分析をしていかないと住民のところには行かないと思いますね。それだったら、世帯当たりの生活支援というところでくくってやっていくというのが大事だと思います。

だから、そういう意味で、いろんなものの見方がありまして、基本的には、今年も住民の生活支援、物価高騰にはやはり対策を取らなければならない。去年も単費もいろいろつぎ込んで、そしてこの対策を講じていくと、こういう姿勢でありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

コアなところって言われますけどね、じゃあ、コアなところも含めて今年もやられたらいいだけだと思うんです。私の質問に全然答えておられないと思うんですよね。何が壁になっているのかということを聞いているんです。去年できて、なぜ今年できないのかと。財源のことなのか、制度的なことなのか、そういうことを伺っているんです。

それで、水っていうのは、やはりなくてはならないものです。使わないで済まないですよ。これはほかのものとは違うものなんです。だから、水道法で低廉な水を供給しなさいというふうになっているんです。

いろんな全体の生活を支える上でも、水をより安く提供するというのは行政の責任なんです。こういう物価高騰の中で水を安心して使えるようにするっていうのは決してコアなことじゃないですよ。全体の暮らしを支える上で一番大事なことです。

そういった意味で、これから夏になれば水を使う量も増えていくわけですから、そういう状況の中で、今、電気料金も上がってクーラーもどうしようかみたいな話になっているときに、水ぐらいはちゃんと安心して使えるというのが町としての責任でし

よう。それをコアな問題だからと言って背を向けるというのは、それこそちゃんと認識されてないなというふうに思うんですね。

ですから、去年までできてるわけですから、特に何も障害がないんだったら、町長自身のただの感覚だけの話だったら、去年までできていたことをちゃんとやっていただきたいと思いますので、そこはもう一度ちゃんと検討いただきたいというふうに思います。

それで、先ほど基本水量をせめて10に戻すということを提案しました。これをすればどの世帯も月1,000円、年間1万2,000円の負担軽減になります。先ほど言ったように、これだけの深刻な物価高騰の中で、前に値上げをどうこう言ってることは暮らしの状況は違うわけです。何よりも一番大事なのは住民の暮らしでしょう。幾ら水道事業が維持されても皆さんの暮らしが立ち行かなくなったら何もならないじゃないですか。せめて基本水量を5に下げたものを10にするということは検討する必要があるんじゃないですか。町長、どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今もご質問がありますように、岡本議員も住民の生活が大事でしょうということを言っておられるんですね。その生活を大事にするのには、今の時代、水道というのは低廉な安心安全な水を維持することが手段として前提条件ですよ。これを維持するというのを考えていかなきゃならない。その責務は管理している行政にあるんです。もう少し和東町の実態を見て言ってもらうことが必要だと。

いわゆる基本料の話になりますと、4割の世帯が今まで基本料だったんです。これを2割削減で、今、半分になっているんですよ。逆に言うたら、水道一つだけ考えていってやってしまうと経営がマヒしてしまいますよ。去年は水道だけでいけましたけども、今年はガス、また車の燃料代もいる、肥料代とか、いろんなものが高くなって

きていますから、どうしようかというところに当てていかないと、水道ですよ、ガソリン代ですよ、これは電気代ですよ、こういうことを取れるような状況に今年はないということです。

だから、維持するためには、当然、生活が大事ですから、生活支援策というのはこの補正にも入れました。そして、単費も入れていこうという姿勢にあるんです。これが十分か十分でないかというたら、まだまだ不十分なところもあるかも分かりません。

さっきも言われるように、感覚を身につけてきて、意識を持つことも大事です。そういう意味では認識も言われておりますので、認識そのものも否定はしておりませんが、しかし、そういう感覚に立って水道会計を維持しないと、今、岡本議員が言われるように、安心安全に私どもの生活を守れない。それを守るのは行政で、管理しているものが守らないといけないわけですから、そこを十分ご理解いただきたい。

そして、基本料という出口論の中では言われますけども、入り口の中でそれをやると、結果として、水道にどんな影響を与えているか、どれだけ削減されている、その数字を見ていただいて、経営にどれだけ与えているかというところも分析して言っていただかないと、単に、安くしてほしい、まけてほしいとか軽減すべきという耳触りのいい話じゃなしに、もう少し経営というところから安心安全な水を提供する責務のある行政責任という観点からもひとつご理解をいただけますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

いつも抜けてるのはね、低廉な水を供給するというのが責任なんですよ。安心安全なとか、仕組みを維持するということは言われるけども、低廉な水をちゃんと供給するというのが根本なんです。先ほど言われたようなことは国や京都府に言ったらどうですか。これは独立採算なんだから幾ら上がったって仕方がないんだと、維持しても

らいたかったら値上げも受け入れたらいいんだと、今の町長の話というのはそういうことですか。それは違うんですよ。

水道法の根本は福利なんですよ。福祉なんですよ。ちゃんと安心して低廉な水を供給するというのが行政の責任なんですよ。そこを抜きにして安心安全とかいうことだけを強調して言われるんだったら、今、言われたようなことをなぜ京都府や国には言われないんですか。弱い立場にある住民に対してはそういうことを強く言えるけども、これ以上値上げが出たら耐えられないわけですから、言う方向が間違っているんじゃないですか。低廉な水の供給にちゃんと責任を持っていただきたい。そういう意味からも、これぐらいのことはちゃんと検討をいただきたいと思いますので、これを強く要望しておきたいと思います。

後でまた小西議員が言ってくれると思いますけど、よろしくお願いしたいと思います。

次に、保険証の廃止問題ですけども、町長にお伺いしますが、保険証が廃止されたとして、被保険者の資格がありながら保険診療が受けられないこととか、命や健康が危険にさらされる、また無保険者が発生する、国民皆保険そのものが崩されていくようなことはあってはならないというお考えはありますね。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁の中で答えさせていただいたとおりでございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

答えておられないと思います。

先ほど町長は大変楽観的な見通しを言われましたよね。今いろいろトラブルがある

けれども、来年秋だから何とかなるだろうと。この何とかなるという見通しは一体どこにあるのか、これだけ次々と今いろんな問題が吹き出しているときに、よくそんな楽観的な見方ができるなというように思うんですね。

先ほど町長ね、聞き逃せない答弁をされたんですけどね、「各種制度の移行時にはトラブルはつきものだ」と言われましたよね。いつもそんな形で行政をやられてるんですか。今度の保険証の誤登録のことでどんな問題が起こってるかってご存じでしょう。他人の情報で投薬がされるとか医療行為が行われたら命に関わる問題になっているんですよ。要は、今のお話では、制度移行時だから仕方がないよね。そのうちちゃんとなるでしょうっていうのが町長の姿勢ですよね。そんなことでは保険者として住民の皆さんの命や健康を守れないというふうに思うんです。

それで、時間もあれですから、先ほど聞きましたように、改正マイナンバー法では、資格確認書の発行については、申請に応じて出すというふうになってますけども、附則15条の規定では、申請によらない保険者の職権による交付もできるというふうになっているんですね、ご存じだと思いますけど。ですから、どんなトラブルや不具合があっても、来年の秋の時点でトラブルが解決していなくても、被保険者の医療を受ける権利をしっかりと守って、無保険状態は絶対に生まないためには、カードの有無やひも付けの有無にかかわらず、これまでの保険証と同じようにとりあえず資格確認書を一律に無条件に交付することが一番確実だと思うんです。保険者としての職権でできるともう既になっているんです。そうである以上は、最善の選択を私は町長に保険者の責任者としてやっていただきたいと思うんです。

実際に現場のほうでは、今、読み取り機の不具合とかの関係で本人確認ができないというときに、結局、何で確認しているかと言ったら、今も紙の保険証なんですよ。であるならば、まずは、そういうことが起きないように、命を大事にされるのであれば町長の判断で資格確認書は初めは一律に交付することを職権でやることを検討いただけたらいいんじゃないですか。その辺どうですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

こういった中で、今、国の流れですが、前提としては、これは共通する大きな問題だと思いますが、デジタル関係に移行してきている、こういうことであります。これに関しては、今、国のほうでも、メリットもあれば問題点もあろうと。しかし、デジタル庁を越えて、そういった流れの中に今、国は進めておられます。

それに併せて、それぞれの制度改正も法律改正も行われてきているわけですから、そういう中で末端市町村もそれを受けてそういう流れにあります。

しかしながら、今、岡本議員が言われますように、機械的にやるというところではなく、どこに問題点があるのか、住民に不利益を被るようなことは避けなければならない。当然そういった認識に立って仕事をやっていくべきことも大事だと思っております。

気づくところとか、そういうことが事前に起こらない努力をしていくというのは、私たち窓口に当たる行政の仕事でありますので、これは当然大きな流れの中でも十分注意をして進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

職権をちゃんと使って、トラブルが残ったとしても紙の保険証さえあれば防げるわけですから、無保険者を生まないで済むわけですから、それは町長の判断でできることだとデジタル庁の文章の中に書いてあります。「保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず、資格確認書を交付できる旨の規定を設ける」と書いてあるんです。もう設けてあるんです。できるんだからデジタル庁とか気にしなくたっていいんです。

町長はこの住民の代表ですから、住民の皆さんの命を預かっておられます。来年の秋っていったら長いようですけど、すぐですよ。これだけ高齢者の方が多い町で、このままいったらいろんなトラブルは必ず起きると思います。ですから、それは紙の保険証をなくすということで起こっているものです。ならば、なくさなければそういうトラブルは起きません。ですので、そういったことは町長の判断でやっていただくということを答弁いただけませんか。それは検討いただけると。それも選択肢だということよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、デジタル化の流れですね、法で整備されています。今も岡本議員は、ここにちゃんと書いてますとご質問にもいただいていますように、条例、要綱、法律ですね、そういうものを書いておれば、当然、私たちはそれに従った中でやることでありますので、それ以外のことを和東町は取るというように思っておりません。きちっとうたっておられるんだったら、うたっている内容で私たちは事務を進めていくべきだと、このように思っています。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

職権でやっていただけるっていうように理解しますよ。これは大事な問題ですから、そのときになってまた違うことを言わないでいただきたいです。これは命に関わっている問題ですから、そこはちゃんと考えていただいて、町長の職権で、申請によらない発行のほうをぜひ考えていただきたい、実施していただきたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

最後に、W a z C a r の関係ですけども、私ね、やっぱりドアツードアの方式とい

うのは必要だと思います。先ほど狭い道路の中とかね、そういう地理的なことを言われましたよね。そんなこと初めから分かっていることですよね。そういうところで住民の方の足をしっかりと確保するにはどうすればいいかということが出発点じゃないと、結局、今みたいなことになるわけですよ。

南山城村の村タクってよく言われますけどね、ここはドアツードアです。南山城村でできてることがなぜ和東町はできないのかと。ですから、やはり和東町の地理的な条件がそういう困難を生んでるわけですから、困難だからドアツードアができないで発想が逆だと思いますので、ここはしっかりと検討いただきたいというふうに思うのと、それから料金については、利用されてる方は安いって言うんですけど、私、前にも言いましたが、大事なのは利用されてない方がどう思ってるかなんです。そのアンケートとか意向をちゃんと聞いてくださいねって言ったんですよ。「します」って言われてましたよ。それはいつされるんでしょうか。そういった利用されてない方がどう思っているのか。

やはりこの村タクでいうと、ご存じだと思いますけど、ここは村内一律300円なんですよ。ですから、同じ町内を動くのにエリアを越えたら600円とか、そんなんでは駄目だと思うんです。どこに行ったって片道300円だったら300円というふうに改善していただきたいと思うんですけども、その辺も含めて今後の検討、改善の課題にのせていただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

まず、1点目、ドアツードアの検討につきましては、選択肢としてあるということは重々承知しておりますけれども、これも皆様のお声を聞きながら、どのような形でやるかというのは検討していきたいと思っておりますし、ほかのところでやっている事例なんかもししっかりと勉強していきたいと思っておりますが、これまでの経過もござ

います。現地にドライバーのほう安全に行きながら事故がないことが一番大切でございますので、そういったことも含めながら検討はしていきたいというふうに思っております。

それから、利用されていない方のお声、これは私も必要だと思っております。先ほど答弁でも申し上げましたけれども、ワークショップ等ですね、今後開いていきたい。住民の声を聞く場を設けていきたいというふうに考えております。

それから、一律３００円の話ですけれども、和東町は奈良交通バスが走っております、バスの利用に影響がありますと、バスよりも低廉で行けるということになりますと、ますますバス利用が減るということも起こってまいります。そういったこともありまして、運輸局とも相談しながら料金設定というのをしているというところでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

本当に今の和東町の実態に合った車両も仕様も含めてですね、やはり細かいところに手が届くような公共交通をつくっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時４５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３１分～午前１０時４５分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

私は、固定資産税と水道使用料金について質問いたします。

（１）固定資産税の標準税率は 1 0 0 分の 1 . 4 ですが、本町ではいつからどうして本年度まで何年間 1 0 0 分の 1 . 5 ですか。

南山城村、笠置町、井手町は、何年度から超過税率を適用され、何年度から超過税から標準税率に変更し、住民負担を軽減されましたか。

（２）次に、水道使用料金について質問いたします。

4 月、5 月分の水道予定料金お知らせを住民の多くの方が見られまして、水道使用料金が大幅値上げに驚いておられます。町長は住民のみなさんの声を聞いておられますか。

（３）超過税率 1 0 0 分の 1 . 5 で、標準税率 1 0 0 分の 1 . 4 で、プラス 0 . 1 で年間どれぐらい増収ですか。

（４）プラス 0 . 1 での増収分は、住民の皆様方にどのように還元されていますか。

（５）水道使用料金値上で値上前よりどのくらい月単価で使用料収入が増えていきますか。

簡単、分かりやすく答弁をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま小西議員からいただきました一般質問につきまして、簡単、分かりやすく説明をさせていただきたいと思います。

超過税率は南山城水害の復興財源として昭和 3 3 年度から納めていただいております、昭和 4 1 年度から現在の 1 . 5 % となっております。

近隣町村については、南山城村が平成 8 年度まで、笠置町、井手町は超過税率はこれまで適用されていません。

次に、（２）水道使用料金について答弁させていただきます。

水道使用料の見直しは、安心安全な水道水の供給に係る安定的な簡易水道事業の経営を維持するために必要であったことを住民の皆様の理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

また、水道使用料の見直しにかかわらず、事業を進める際には全ての住民の声を聞くことはできませんすけども、できる限り住民の声を聞き、施策に反映できるよう今後も努めてまいります。

なお、他の質問につきましては担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上、小西議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、小西議員の一般質問についてお答えいたします。

私のほうからは、（３）超過税率プラス０．１％分の年間増収額についてでございます。

令和４年度収納実績といたしましては、０．１％分は１，２５３万４，１４８円、令和５年度予算といたしましては１，１５９万７，０００円を見込んでございます。

以上、小西議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

それでは、私のほうからは、小西議員からいただきました一般質問の（４）プラス

0.1での増収分は住民の皆様方にどのように還元されていますか、について答弁をさせていただきます。

プラス0.1%分につきましては、和束町が行う全ての事業の財源として住民サービスに活用させていただいております。

以上、小西議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

私のほうからは、小西議員からいただきました一般質問（5）水道使用料値上げで、値上げ前よりどのくらい月単価で使用料収入が増えていますか、について答弁させていただきます。

水道使用料の収入額につきましては、令和4年7月分から令和5年3月分までにおける基本料金軽減を行ってから2か月程度しか経過しておらず、また新型コロナウイルスによる行動制限緩和に係る影響、農繁期に係る茶工場等での水道使用料の増加などを勘案する必要があることから、現時点ではつかみ切れない部分があるところが現状でございます。使用料収入については継続的に動向を注視させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、小西議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

8番、小西議員。

○8番（小西 啓君）

町長に言っていたいたとおり、本当に簡単で分かりやすくやってもらいましたら7分ぐらいで終わりました。これからゆっくり質問させていただきます。

町長、京都府内の町村で1.5やってるところは分かっていますわね。もう1町ありますわね。京丹波町ですわ。京丹波町とうちだけです、1.5というの

は。ほかのところは伊根町でも1.4ですよ。笠置町でも南山城村でも井手町でも、ほかのところは全部1.4です。この2町だけ何で1.5かなと思うんですけど、まだ、うちはそれでも町長、昭和28年の水害のことを引っ張ってるんですか。まだ、どこか直さんなんところがあるんですか。そして、111名亡くなられたでしょう。その慰霊祭も中止になられたでしょう。何か水害の後、直さんなんところや引きずっていることあるんですか。やめてるんでしたら超過税率もやめたらいいじゃないですか。そんな当たり前のことでしょう。そして、1,200万円ぐらい、ぐらいと言ったら駄目ですよ。年間で大体1,200万円ぐらいでしょう。そんなもん何ぼでも出てくるでしょう、ちょっと節約すれば。そして、住民の方に、うちも京都府の町村並みにさせていただきましたというのが私は当たり前だと思います。

そして、基準財政収入額が少ないからと町長よく言われますけれど、それでも町長、私、これで2回目質問させていただくんですよ。そして、前出 茂議員が2回ほど、岡田泰正議員も1回ほどされてます。前出 茂議員は24年、そして27年12月、そして私が29年12月です。そのとき町長、24年のときは大分前向きな発言をされてますわ、議事録を読んでもろたらすぐ分かりますから。そして、27年は努力したいですわ。29年の私のときの一般質問で、「切りのつく時点といいますか、一定のときにやらなきゃならないようには考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします」という答弁なんですよ。

29年のときから今まで検討していただいて、今回見直してもらって来年直してもらわんことには町長の任期切れますからね。私は言ってますよ、「死ぬまで町長やってくれ」と前も言いましたように。そしたらいつか見直してくれますけれど、やはり早めに見直してもらうんでしたら、今回見直してもろて来年から1.4に直してもらわないと、そう思っておりますから。やる気があるかないか、前向きな検討でどのぐらい前向いてるのか、後ろ向いて前見てるのか、前向いて後ろ向いているのか、はっきりしてもらいたいと思いますので、答弁願います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

今回の場合はゆっくりと答弁させていただける機会だと受け止めさせていただきました。

今の質問の中でありましたように、昭和28年に水害が起こりました。南山城水害。ここで111名の方が亡くなった非常に大きい水害です。今、集中豪雨という言葉がありますが、このとき発生した言葉であると。そのときの災害復旧というのは非常に大事で、超過税率をスタートしたときであります。

そして、その後、ずっと財源が厳しい町でありました。私が町長になる平成13年には財政再建にはいきませんでしたけども、準用団体という、それに近い20%になる状況にあって、事業をするにも府の許可をもらう手前で、そういう計画を挙げていかなきゃならない協議重視のまちづくりをしてきました。

そういう中で、今、何回か超過税率の質問もいただきました。答弁もさせていただきました。私としては見直しをやりたいと、こういうことは今も質問をいただきましたように、確かに前の議員の質問は非常に厳しくあって、そのときは検討したいと。また、小西議員へも切りをつけてやりたいと。この切りは何かと言ったら、ご案内のとおり、今もまだ事業がついてますが、先ほども出ておりましたように、地山・治水、道路問題も含めて非常に安心安全の事業をやっていかなきゃならない。その事業をやっていくときに和東町の財政状況はどうなんだと。令和4年度の財政力指数は19%, 0.19なんですね。笠置町は0.2。笠置町はまだうちより上です。南山城村は22%ですから、もう一つ上です。この3つより一番厳しいのが伊根町です。伊根町は0.11、これは京都府最下位で厳しいところです。ところが、伊根町は何でいけるかと言ったら、辺地も過疎もありますが、半島交付金の取れる事業主体なんです。半

島交付金というまた別の制度があります。それと、笠置町は過疎ですけども、南山城村は全地域が辺地対策事業を受けられる地域であります。和束町は伊根町の半島を抜いたら京都府下で一番厳しいです。和束町は0.19の財政力指数と申し上げましたけども、宇治田原町は0.59です。井手町は0.38です。これを比べてもらったら財政力は非常に弱いというのが分かっていただけたと思います。こういう中で事業を進めてきました。

ところが、木津川市であろうが、近隣の井手町を挙げましたように、ここは都市計画税というのを取っておられます、都市計画税と云ったら0.3上乗せされますので、それがまた増えてきますと、木津川市もそうですけども、そういうのは和束町は取っておりません。

それともう一つは、固定資産税の中で多く占めるのは償却資産で、関西電力の高圧電線、そういうところも含んでおるという状態を見ていって、これはやっぱり和束町の事業をしていくときに一般財源、自主財源、先ほど会計管理者が言ってますように、多くの事業をやっていくときに自主財源を持っていかなきゃならない、この厳しい町で、何とかこれはやっていこうと。

私の任期はあと2年弱残っておりますけども、そういった事業を完成させる努力を今いたしております。事業の見通しがつくというのが切りなんです。切りがつくときに落とすタイミングだと思います。しかし、都市計画税もない和束町が0.19のままの財政力指数を続けていくと、将来、事業の見通しは立たないと思います。非常に厳しいと思います。

今、和束町は、その中でみんな職員も苦勞してもらって、こういう大事なときの事業を入れなきゃならんけども、将来に借金を残すのも困る。しかし、苦しい中でも基金を積み立てて、今、事業用の基金を積み立てて見通しを取っております。この事業が終わりますと、この基金も大体落ちてしまうと思います。この後の運営というのは非常に厳しい。

もう一回繰り返します。和束町は0.19、京都府下近隣で一番財政力は低いというところだけ見ていただきたいと思います。伊根町は半島交付金があります。笠置町はうちの上の20、南山城村は22、この3つが府下で一番厳しい。その中でよそ並みに事業をしていこうと思ったら、自主財源を確保しないと事業補助金を受けていくときにも弱いです。そういう財政計画を持ちながら事業をやっていかなきゃならない。その財政計画に超過税率が悪いというふうには国はなっておりません。今、固定資産だけの超過税率を言われましたけども、ほかの税金にも標準税率と超過税率があります。それはそのときに状況によって対応しておりますので、だから、この0.1、先ほど1,200万円の数字が出ましたが、これをいただきまして、この事業を展開させていただくということは全住民の皆さんのほうがご理解いただけるんじゃないでしょうか。これを入れて今のうちに事業をとどめて、関電を落としますとその半分以下に住民の方はなるとはと思いますが、それを落としまして事業を大きく縮小するというのは、これは私、将来に大きく問われる問題が残ると思います。やっぱり積極的に、今、和束町は安心安全、道路、そして施設は耐震構造を全て完成する、これで和束町の耐震補強は全部終わりました。そういう状況はご理解いただける、これが切りだと思えます。その切りのときに落とせる。そのときにも次の事業が必要となれば、財政力を標準に、これは制限があるかないかは別として、最低いただいてですね、事業をする場合は和束町の財政力から言ったら、そんな財政力であるということを重ねて申し上げますが、ご理解をひとつよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

8番、小西議員。

○8番（小西 啓君）

町長、何でうちの財政力指数が悪いかと言ったらね、やっぱりもっと努力することがいっぱいあるんじゃないですか、見るところが。納めていただくところは納めていただく。そして、1,200万円にそんなに固持しますか。そして、住民サービス

してると言いますけれど、1,200万円てどんだけできます。削るところを削ったらいくらでもできますよ。1,200万円ぐらいすぐ出せますよ。逆に、私がそっちへ座ったらやりますよ。私はコストカットするの好きやから。分かるでしょう、湯船の区長やったときでも、堂々とやっていってできてるんですから。

それと町長、道路とか何とか言っておられますけど、私、一番最初議長をさせていただいたときに、京都府のほうに陳情に行きますわね。「小西議長さん、何でバブルのときにお金が余ってて、京都府でも国でも「使ってくれ」、「使ってくれ」で言ってるのに、お宅のほうの町長さんは何で道を広くするときにお金を使われないんでしょうね。お宅だけですもんね、そんなことをされてたのは」と言われましたよ。逆に私、そんなこと言いに行行って恥ずかしかった覚えしますわ。そのとき町村議長会長もやってましたから、そのときにも幹部の方が来られるときに、和束町の代表者として私、質問したときにも、「何でそのときにされないんですか」って言われましたよ。そういう状態ですよ。

そのとき町長は幹部職員だったでしょう。何かおかしいと思われませんでしたか。何であのときそういうようなことをしなかったんやろうと思って。そして、今、町長になられてからどうですか。今さらそんなんでできるわけじゃないですか、お金がないのに。1,200万円に固持しているのに。道をどんだけ広げられます。町長のところの家の周りはよくなりましたわ。私はこの前、選挙で回らせてもらったらびっくりしました。やっぱり大したもんやなと思いました。自分とこの周りには一番最後にせんらん。辞めてから、死んでからせな。そんなもんですよ。だから、1,200万円余りお金を町民の方々から吸い上げて住民サービスに使っておりますって、そんな通しませんよ。私の感覚からしたらそんな通らへん。議員の方はどのぐらい思っておられるか知りませんが、やはり標準並みに、ほかの町村並みに戻すのが私は当たり前だと思います。すぐできますよ、町長の手腕があれば。

そして、財政再建団体にもうすぐ入るって言われましたよね。あのとき町長はよくや

られましたよ。私はそのときから、よくやったって褒めてましたでしょう。それでも、今、考えたら間違っていましたわ。あのとき財政再建団体に突入したほうがよかったんですよ。そしたら鉛筆1本、ボールペン1本、コピー用紙1枚までも府や国に管理されて節約精神がずっと職員に行き渡りますよ。あのときに入るべきだったんですよ。今、思ったら間違っていましたよ、私は。反省していますよ。そのときの議員の方々とも話をしますけども、そうやったと言われますよ。私ら間違っていた。それでも町長、よくやったと思っておられるでしょう。逆やからこんななんなってるんですよ。1,200万円に固持せんなんのですよ。和東町はもっとスリムになってましたよ。

そのときたくさん役場の職員がいましたけれど、皆、特別の割増しがつくから言っただくさん辞めていただいたでしょう。辞めていただいたら困るような人に辞めていただいたでしょう。そして、残っていただかんでいい方が残ってくれはったでしょう。よく覚えておられるでしょう。それで今80何名ですか。そしてアルバイトが20数名で100名ぐらいの体制で今やってるじゃないですか。

そして今、週休2日で、こんなことを言っちゃ悪いですけど、1か月は大体30日ですよ。職員の方が1か月どのぐらい勤務されています。16～17日でしょう。そんなとこ、今、世の中探してもどこにもありません。民間の方はもっと汗水垂らして下を向いて一生懸命やっておられます、農家の方でも。夏は涼しい、冬は暖かい、こんないとこどこにあります。もっと町民、住民のことを考えな、何も考えてないですよ。どうですか。

町長、私もけんか腰で言うてるんじゃないですよ、ちょっと大きい声になりますけれど。それでも和東町の住民の方を思って私は言ってるんですよ。28年間も議会議員をさせていただきました。年間税務報告をさせていただくのは250万円から260万円あります。28年間かけたら7,000万円ぐらいもらっております、町民の血税。町長のことまで私、計算しませんけど、一番困ってないのは町議会議員、小西啓と和東町長、堀 忠雄だけですよ、金満家は。世間の方はそういうふうに見ておら

れますよ。「そうです、私、たくさんもらっております。6月は朝の9時半から5時頃までで、1日の日当4万円です」と言いますよ。それは私一人の解釈ですけど、皆さんに押しつけてるんじゃないですよ。

だから、町長、他の町村並みに1.5やなくて1.4に直したらどうですか。そのぐらいいいくらでもできますよ。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今いろいろと小西議員が言われましたけども、質問の順序が変わりますが、非常に印象に残ったところで私の考えを申し上げます。

今の状態のまちづくりは、私が平成13年度から町長をさせていただきました。確かに今、申されましたように、財政状況が厳しい状況でした。そういうときに職員が一丸となって、人数は減っていくけども、みんなが協力し合ってまちづくりをしてきて、今、全部で協力してやってこられた成果だと思っております。1人1人じゃなくみんながお互いに協力し合って、その苦しい状況を全部職員も理解してくれていたと思います。そして、今があります。この今の状況が、今、小西議員がいろんな評価、再建団体になったほうがよかったというお話をされましたけども、住民の皆さんがどのように思っているのかという評価というのは大事にしていきたいと思っております。

私は今こうして立たせていただいて答弁をできて二十何年続けたというのは、ここにいる管理職の皆さんとか、今まで辞めていった管理職の皆さんとか、職員のメンバーに支えられて一緒に来たと思っております。一人の力でできる問題じゃない。いつも感謝の気持ちを持ってここへ臨んでおります。

それともう一つですけども、さっき、たかが1,200万円という話で、「たかが」

って言われましたけど、さっきの話だったら切っていいじゃないかというのではなく、私、府とか国へ話をさせていただくときには、こういう状況で住民に協力してもらってます。この上で事業を進めてほしいんです。こんなとこまで厳しく住民から協力してもらってやってますから、何とか事業を入れてください、何とか頼みますというお願いをするのに、この超過税率はフルに使わせてもらいました。だから、こういう形で事業を入れていただくのに、やっぱり国も府も、sonだけ住民も協力してみんなでやってもらっているのやったら、それはやっていこうねということになります。

ところが、よその町村はそうじゃなしに、ここへ1.4プラス0.3の都市計画税を乗せるとか、いろんなところで違う。固定資産税超過税率を取らなくてもほかのところで取ってきている、そういう状況が一面、固定資産税だけで出てきて議論というのは、私はちょっと何ですけども、小西議員の質問から感じ取ったんですけど、シンプル・イコール・ベストみたいな感じで言われますが、私はいろんな綾を乗せながらお願いして、そこに住民の協力ももらって一生懸命やってますから、この事業はぜひとも入れてくださいというお願いをしてきました。併せて、財政力と近隣3町村の事業量も見ても判断していただきたいと思います。だから、よその3町村の事業量とうちの事業量と、うちはみんなが苦労して、住民にもご協力をいただきながら、職員も一丸となってやってきたことの成果が現れてきていると申し上げたい。

私が自分のとこだけ水を引いてるやないかというようなことであつたんですが、確かに、今、京都府では治水に力を入れていただいています。治水工事というのは府の事業であります。府の採択ですから、私が採択するんじゃない。国・府が採択される結果です。私からそこへ予算を1円たりとも入れておりません。

次、出ているのが釜塚区で府が調査しています。どこであろうが、府が入れてくださいと言ってきたら、「やめときます、私が死んでからやってくださいね」って、そんなことは私個人よりもそれぞれ地域の住民がおられるわけですから、そんなことはとても言えません。私は、国・府がやってくれるところは、和東町内全てにおいてや

っていただきたい。ところが和束町でやろうとすれば、ここは今、小西議員が言われたように、ちょっとやりにくいなというところがありますけども、しかし、その辺でやってきました。

そういう意味で、今、小西議員は、そっちへ行ったら、私そうしますよと言っておられたが、私そっちへ行ったらシンプルな話ができると思います。国・府にお願いせんかて思うことを言っていたらいいんですよ。こっちへ来てもらったら、相手のある話で、私が個人的にこういうように思ったという答えがなかなか出せない。

私が町長になりまして、個人の意見というのは半分以下です。ほとんど自分の意見は挙げられない。やっぱり全体的な意見を挙げていかなきゃならない。主観的な捉え方で間違っていたら大変です。だから、みんなの意見を入れながらやっていきます。

「ここや」というところは意見を主張します。しかし、そうでないときは課長とか仲間を信頼して自由度とは言いません。自由に発想できてやってくれる。細かいことは申し上げてないんですけど、ここは危ないなというところは声をかけます。そして、職員、課長を信頼しながらやってきている中ですので、今、言われるような、ちょっとの語弊でどうやとか、残ってどうやとかいうのは、私はどうも違和感を感じた質問があります。だから、あえてこういうようなことは言いたくなかったんですけども、あいう質問があったもんですから、そういうことだということだけ申し上げておきたいと思います。

そういう意味で、この1.5というのは、この事業が一定切りがついたときとか、一定判断されたときには落としてもいいと思います。質問がありましたように、私も落とす努力は今まで3回もしてきましたので、これも引き続いて落とせる努力をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

8番、小西議員。

○ 8 番（小西 啓君）

町長、最後のほうの私の意見というのはそんなに強くないと言っておられますが、どれだけ強いかということをまた水道のときにやり合います。

今、町長はいろいろ言われましたけれど、やはり前向きに検討されて、ほかの町村並みにしていただくのが私はベストだと思っております。

そして、税住民課長、あなたこの超過税率が 1.5 ということは、職員になっていつ頃から知っておられました。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

小西議員のご質問にお答えいたします。

私、平成 6 年に和束町に入庁いたしまして、最初の配属先が税務課でございましたので、担当は国民健康保険税ではございましたが、その当時から、税率等の勉強はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

○ 8 番（小西 啓君）

会計管理者はどうですか。

○議長（吉田哲也君）

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

私は、令和元年に役場のほうに異動になりまして、その時点で理解しております。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

○ 8 番（小西 啓君）

大体、職員の方は皆さん、1.5 だということは分かっておられますね。こんなことは常識だと思います。それでも、なぜこんなにしつこくこれを私がやるかというたら、前出 茂議員とかいろんな人たちと話ししてたら、やはりこれは普通に戻すべきだということをやっておりますから、前出議員は平成 27 年の議会の改選のとき、4 月の選挙のときに引退されましたから、その後、「小西、機会があったらあれしてくれ」と言っておられましたからやってるんですけど、前出議員も町長のことを褒めておられて、敬愛なる堀町長ですからって持ち上げてもらったのを覚えておられます。何やったら議事録を見せましょうか。物すごく持ち上げてもらっていますよ。一議員から、「敬愛なる」なんて使ってもらっているんですから大したものじゃないですか。やはりその議員に応えたような施策をしていくのが当たり前だと思います。そんなに細かいことで固守したらあかんわ。私はそのように思います。

あと 24 分か。そしたら一回また水道のほうに行きましょうか。

町長、直接、町長が値上げされて、町民の方からそういうようなご意見は聞かれましたかって聞いているんですよ。そんな意見は聞かれたことないですか、今回の値上げになって、びっくりするような値段になったということは。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

私たちを見ていただいているのかもしれませんが、批判的な意見とか、そういうことは直接聞いておりません。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

○ 8 番（小西 啓君）

支援者が多いから、町長の周りはいいい方ばかりですね。そういうふうに私は受け

止めさせていただきます。

でも町長、こんだけ上がったっていうことはね、先ほども言いましたけれど、水道料金が5万円になっても10万円になっても払えるのは、和東町内で小西 啓と堀忠雄だけです。それだけ町民の方々の血税をもらっているんですよ。

私、何千万円も持っていますよ。銀行に積んであります。ですから、私は5万円になろうが10万円になろうが払いますよ。ざっと計算させてもらっても、町長も払えるだけ持っておられますよ。だから町内で2人だけ、それ以外は皆さん困っておられますよ。そして町長、農村の馬場課長が議会で議事録に載るようなときにも25%ぐらいの値上げ率を考えておりますと言っておられました。大体25%だったらしょうがないなと誰でも思います。

それと、それまでになぜ上げなければならないときに上げなかったのかって、私、よく聞きましたよね。今よく考えてみるとは町長選の選挙の絡みがあるんですよ。そうでなかったら、今、何でこんなに上げるんです。イタチの最後っ屁かと言うんですよ。分かります。イタチと出合ったら屁をこくんですよ。そしたら臭くて全然追っかけられへんでしょう。やってることはそれと同じ。そんなに目に見えた手を使ったら駄目ですよ。だから、やはり岡本議員が言ったように、5を10に戻して町民の方に分かってもらえるようにしたらいいと思います。そして、どうしても上げなきゃ駄目なときには、また値上げさせてもらったらいいいんですよ。

それと町長、令和8年ぐらいがピークになるって言われましたでしょう。水道施設を建てたときからそんなことは分かり切ったことでしょう。2030年近くがピークになるって、そんなことグラフに書いてあるでしょう。それが分からんと令和8年ぐらいがピークになりますと、よくそんなことをシャーシャーと言えますね。本当に分かっていると言っているんですか。みんなが分からへんと思って言っているんですか。どうなんですか。

建ったときから、借りたお金やったら返していかんなんでしょう。それやったらそ

れなりに、このぐらいのときにこのぐらい上げさせてもらったらちょっとはできる。
その次は何年後ぐらいにまた上げさせていただくとか、いろいろなことがあるじゃないですか。それを一遍にやるからいろんなハレーションが起こってくるんですよ。まずは一回5を10に戻す。

こんな考えどこから出たのかなと思います。それやったら25%なんて数字が出てきませんよ。25%という数字の議事録あるんですから、議会の予算委員会とか本会議場のところで議員が質問をしたときに嘘を言ってるのかとなります。やはりこの議場が和東の最高の意思決定機関でしょう。町長は執行権を持っていますから、町長は何ぼでもできます。

建物のときでも建設何とか委員会がつくられて、このときに私も言いましたけれど、オリンピックは金銀銅です。金の人を横に置いておいて銀の人を一着にして、そして今これやったのと違いますか。そして、今、入札が流れたと言うじゃないですか。そして、和東町産の材木を使えと。1本や2本や3本やったら道端にもありますわ。何ぼでも切ったら出ます。出すのにどんだけ手間がかかるんですか。その山を切ろうと思ったら、いろは坂みたいにつけていって、そして切っていって出して、そして車に乗せる。寸法に切って、そして持ち出して製材して、いろんなことを全部せんなんでしょう。そんな手間暇かけたらどんだけのお金がかかるんですか。

今回でも大分けちったんでしょう。けちるって言ったらあかん、切ったんでしょう。14億5,000万円が入札できへんかったということは、最初から切ってしまっ、そして、業者が入札のときに98か96ぐらいまで落とさすんでしょう。そんなん業者流したらね、そういうことですから、それで「執行権でやりました」って町長は堂々と言っているんです。「替えことしました、執行権です」って、執行権はそんだけ強いって言うことですよ。そうでしょう。執行権が強いんだったら、町長、1.5を1.4にしてください。それだけ力を持っているということですよ、町長。違いますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、質問をいただきましたけれど、多くは私と認識を一にしますので、それを省いて2点のみの回答をします。

先ほど言いましたように、なぜ急にということは前からあるけども、そんなことなかったということを言われました。それやったらそのときやったやないかと。気がつかなかったみたいな感じで、誰でも分かった、こういう言い方のときがありましたね。

私がこの答弁をさせていただきました。確かに、正直なことを申し上げたのは、なるべく住民には水道料金というのは高くかからないという努力はしていくべきだとやっておりました。ところが、いつしか、いわゆるうちは高料金対策交付金ですかね、国からの援助をもらっておりました。それだけの努力をしてないということになれば、住民に努力をしてもらわないと何で国だけ払わなきゃならんのかということでカットされました。去年1年間はカットされました。そして、住民の皆さんのご苦勞もいただきながら、カットは2,000万円かなんかで、3,000万円ではないと思いますけども、それと料金を上げていただいたことによっても2,000万円余りになるのか分かりませんが、それを受けて高料金対策交付金は復活したと、こういうことで思っておりますので、そのときにこんな高料金がカットされるとは思ってなかったということは答弁させてもらったか分かりません。そういうことで、事業をやれば当然ピークになると思います。いわゆるそういうことが一つです。

それと、もう一つは、早いこと5を10にという、こういうことであります。これは岡本議員の質問にもお答えさせていただきましたように、水道会計の体系、そしてその状況を見ていただいたら分かりますように、基本量で収まっているところとそうでない、いわゆるそれを超えているところと、この率というのは和東町の特色の率になっております。

皆さんに応分の負担をいただくことになるということを考えていきますと、当然それなりの負担をもらわないと、現在、和東町の安心安全のために水源を一元化しているわけですから、この議会である議員が言われたことはいまだに覚えております。

「金がかかってできへんのか、町長は住民の命が大事か」と、今でもそれを覚えております。私はそのときに重きを置きまして、一日も早く安心安全の水を提供できる。飲む水はペットボトルを買っているなんて言われたときはちょっとショックでした。こういうことを改善するため重点を置いたというのが水源の一元化です。

木屋の水源は別にあったが、今は宇治木屋線を通して木屋区まで送っております。こういった事業は確かに経費がかかりました。この経費のかかったところ、和東町の住民の命を住民の皆さんで守っていこうじゃないですかという気持ちのほうが強かったです。そういう意味で、ひとつご協力をいただいて、皆さんに上げていただいたわけですから、この水源というのは大事にしていき、今後も維持に努めていく、この責任があると思いますので、その責任を果たすことによって値上げに应运えていくべき、こういう思いは持っております。

住民の皆さんに非常にご協力をいただいたという点では、今でもこれは重く受け止めておるわけですが、これからもこういった実態のご理解とご協力をよろしくお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

○8 番（小西 啓君）

町長は強運の持ち主ですわ。いろんな事件があったときでも、今から考えたら隠蔽くさかったですけども、それやっというて、そして危ないなっていう職員も皆さん、さきに亡くなられて、残っているのは町長だけです。あと、新しい職員が課長クラスになっていますから、昔のことを知ってるのは私と岡田 勇議員ぐらいのもんでしょう。そんな感じです。そやから、本当に強運の持ち主ですよ。だから、いつまででもやっ

てください。そして、早いこと 1.4 に戻してやってください。お願いしますわ。私はそのように思います。おれは強運やなと思うでしょう。

会計管理者、馬場課長のお父さんがあなたと同じで収入役みたいなことをされていたんです。だから、私、議会に当選して、分からないもんですから「こうですか」、「ああですか」って、2 年間ほど収入役のところによく尋ねていきました。だから、あなたももう少し勉強して、うちの議員は私より皆さんは出来がいいですから、あなたのとこまで質問に行くことはないと思いますけど、やはり誰が来られてもちゃんと答えれるように、そういうように思います。皆さん、あなたのとこまで行くような分からないような議員の方じゃないですから、安心しておいてもいいと思いますけどね、そこに座っているねやったらしっかり勉強しておいたほうがいいと思います。

そういうことで、町長、私、長々質問させてもらいましたけれど、あなたは強運の持ち主です。それだけ言っておきます。

終わります。

○議長（吉田哲也君）

小西 啓議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 33 分～午後 1 時 30 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町一般会計補正予算（第 7 号専決）」、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4

年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号専決）」、承認第７号 専決処分の承認を求めることについて「令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決）」、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて「令和４年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号専決）」、承認第９号 専決処分の承認を求めることについて「令和４年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決）」、以上７件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第３号から承認第９号の提案理由を申し上げます。

承認第３号 令和４年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第４号 令和４年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）は、財政調整基金繰入金の決定等に伴い、

承認第５号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定において、診療収入及び一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第６号 令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号専決）は、使用料及び分担金、一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第７号 令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決）は、分担金及び使用料、一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第８号 令和４年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号専決）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金及び支払基金交付金の決定等により、介護サービス事業勘定において、一般会計繰入金の決定等により、

承認第9号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、
一般会計繰入金の決定等に伴い、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する
時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和4年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする
必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余
裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項

の規定により専決処分する。

令和４年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）

令和４年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１，３７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９億８，８９０万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和５年３月３１日専決

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりいただきまして、第１表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

１ 款町税、３億４，７７０万８，０００円、△２８１万１，０００円、３億４，４８９万７，０００円。

２ 款地方譲与税、３，７２３万９，０００円、△１８万２，０００円、３，７０５万７，０００円。

３ 款利子割交付金、３０万９，０００円、△１６万５，０００円、１４万４，０００円。

４ 款配当割交付金、２２０万１，０００円、６０万９，０００円、２８１万円。

５ 款株式等譲渡所得割交付金、１８０万円、１１万１，０００円、１９１万１，０００円。

６ 款法人事業税交付金、３３７万円、６３万６，０００円、４００万６，０００円。

7 款地方消費税交付金、7,778 万 9,000 円、△172 万 1,000 円、7,606 万 8,000 円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,204 万 7,000 円、△14 万 1,000 円、1,190 万 6,000 円。

9 款環境性能割交付金、536 万 6,000 円、3 万 3,000 円、539 万 9,000 円。

10 款地方特例交付金、116 万 7,000 円、△56 万 4,000 円、60 万 3,000 円。

11 款地方交付税、18 億 3,718 万円、1 億 7,773 万 2,000 円、20 億 1,491 万 2,000 円。

12 款交通安全対策特別交付金、20 万円、△20 万円、0 円でございます。

13 款分担金及び負担金、7,093 万 3,000 円、△435 万 2,000 円、6,658 万 1,000 円。

1 枚おめくりください。

14 款使用料及び手数料、2,903 万 7,000 円、△30 万 6,000 円、2,873 万 1,000 円。

15 款国庫支出金、4 億 6,429 万 5,000 円、△478 万 7,000 円、4 億 5,950 万 8,000 円。

16 款府支出金、2 億 547 万 9,000 円、△766 万 8,000 円、1 億 9,781 万 1,000 円。

17 款財産収入、24 万 4,000 円、△7 万 8,000 円、16 万 6,000 円。

18 款寄付金、282 万 7,000 円、19 万 9,000 円、302 万 6,000 円。

19 款繰入金、1 億 3,000 円、536 万 9,000 円、1 億 537 万 2,000 円。

21 款諸収入、1 億 2,046 万 4,000 円、△2,651 万 4,000 円、9,3

9 5 万円。

2 2 款町債、5 億 1, 5 2 0 万円、△ 2, 1 5 0 万円、4 億 9, 3 7 0 万円。

歳入合計、3 8 億 7, 5 2 0 万円、1 億 1, 3 7 0 万円、3 9 億 8, 8 9 0 万円。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 款議会費、5, 2 7 3 万 9, 0 0 0 円、△ 1 4 4 万 8, 0 0 0 円、5, 1 2 9 万 1, 0 0 0 円。

2 款総務費、6 億 2, 5 0 0 万 2, 0 0 0 円、2 億 7, 9 5 8 万円、9 億 4 5 8 万 2, 0 0 0 円。

3 款民生費、1 2 億 4, 8 5 9 万 6, 0 0 0 円、△ 5, 2 8 7 万 9, 0 0 0 円、1 1 億 9, 5 7 1 万 7, 0 0 0 円。

4 款衛生費、5 億 3, 2 5 3 万 9, 0 0 0 円、△ 5, 1 1 3 万 8, 0 0 0 円、4 億 8, 1 4 0 万 1, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 3, 5 5 8 万 3, 0 0 0 円、△ 8 4 5 万 6, 0 0 0 円、1 億 2, 7 1 2 万 7, 0 0 0 円。

6 款商工費、1 億 2, 1 7 8 万 9, 0 0 0 円、△ 2 5 3 万 9, 0 0 0 円、1 億 1, 9 2 5 万円。

7 款土木費、3 億 6, 1 0 2 万 8, 0 0 0 円、△ 1, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円、3 億 4, 6 2 1 万 4, 0 0 0 円。

8 款消防費、2 億 2 5 2 万円、△ 8 0 8 万 5, 0 0 0 円、1 億 9, 4 4 3 万 5, 0 0 0 円。

9 款教育費、2 億 1, 0 0 3 万 1, 0 0 0 円、△ 2, 2 5 2 万 9, 0 0 0 円、1 億 8, 7 5 0 万 2, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費、5 3 9 万 8, 0 0 0 円、△ 1 0 9 万 5, 0 0 0 円、4 3 0 万 3,

0 0 0 円。

1 1 款公債費、3 億 7, 4 9 6 万 5, 0 0 0 円、△ 2 8 8 万 8, 0 0 0 円、3 億 7, 2 0 7 万 7, 0 0 0 円。

1 枚おめくりください。

1 2 款諸支出金、1 万円、△ 9, 0 0 0 円、1, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

和束保育園改修事業（過疎対策）、1 億 5, 3 5 0 万円、証書借入又は証券発行、年 5. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、補正後 1 億 5, 3 8 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、補正前の限度額、補正後の限度額という形で説明いたします。

和束保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、1, 6 3 0 万円、1, 5 9 0 万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、5 0 0 万円、4 0 0 万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、4, 7 1 0 万円、4, 2 6 0 万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、9 0 0 万円、6 4 0 万円。

河川浚渫事業（緊急浚渫推進事業）、2, 5 0 0 万円、2, 4 9 0 万円。

防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）、1, 5 8 0 万円、1, 4 6 0 万円。

石寺景観前駐車場整備事業（過疎対策）、1,200万円、0円。

補正前、計でございますが、2億8,370万円、補正後につきましては2億6,220万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）、資料No.3に基づき説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案と重複しますので、5ページから説明をさせていただきますと思います。

なお、歳入のほうから説明をさせていただきますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、補正額が△305万3,000円。こちらにつきましては、2節滞納繰越分△305万3,000円となっております。

少しページを飛ばさせていただきますして、9ページ、10ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額が1億7,773万2,000円でございます。こちらにつきましては、普通交付税で1億2,761万4,000円の増額、また特別交付税におきましても5,011万8,000円増額で計上させていただいております。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、補正額が△388万3,000円でございます。こちらの内容につきましては、総務管理費負担金ということで、相楽東部広域連合職員人件費負担金で△324万7,000円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金で△63万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が△314万7,000円でございます。こちらの主な内容でございますが、1節社会福祉費補助金△387万9,000円。内訳といたしまして、地域生活支援事業補助金△133

万3,000円、価格高騰緊急支援給付事業補助金△254万6,000円が主な内容でございます。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金、こちらにつきましても補正額が△299万8,000円。主なものにつきましては、保健衛生費補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金△222万7,000円、コロナ対応地方創生臨時交付金（水道料金軽減）△110万2,000円となっております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額が△433万3,000円でございます。

主な内容でございますが、1節社会福祉費負担金△389万円、このうち国保基盤安定負担金△381万2,000円が主な内容でございます。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金、補正額712万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、1節総務管理費補助金、増額の371万7,000円。主なものにつきましては、きょうと連携交付金の増に伴うものでございます。

同じく、51節戸籍住民登録費補助金で342万7,000円。こちらにつきましても、きょうと連携交付金の決定に伴うものでございます。

同款、同項、2目民生費府補助金、補正額が△930万2,000円でございます。主な内容につきましては、17ページをお願いいたします。社会福祉費補助金で、きょうと連携交付金（総合保健福祉施設整備事業）に係る交付金につきまして△623万5,000円計上させていただいております。

同款、同項、5目商工費府補助金、補正額が305万9,000円の増となっております。19ページ、20ページをお願いしたいんですけども、こちらにつきましては、きょうと連携交付金（石寺景観前駐車場整備）に係る連携交付金306万8,000円を計上させていただいております。

同款、3項委託金、1目総務費委託金で補正額が△339万3,000円ござい

ます。こちらの主な内容につきましては、3節選挙費委託金△417万3,000円、参議院議員選挙委託金△128万8,000円、京都府知事選挙委託金△200万8,000円が主な内容でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、54目地域福祉基金繰入金、補正額が590万9,000円でございます。こちらにつきましては、1節地域福祉基金繰入金ということで590万9,000円を計上させていただいております。この内容につきましては、総合保健福祉施設整備事業に係る繰入れでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額△2,602万9,000円。こちらにつきましては2節雑入ということで、△2,536万7,000円。主なものでございますが、建物災害共済保険料△3,023万7,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては令和5年度に歳入される予定で、令和5年度として予算を計上させていただきます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、6目土木債、補正額△820万円。主な内容でございますが、1節道路橋りょう債、過疎対策事業債（祝橋整備事業）△450万円、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）△260万円が主なものでございます。

同款、同項、8目商工債、補正額が△1,200万円。こちらにつきましては、1節商工債、過疎対策事業債（石寺景観前駐車場整備事業）△1,200万円が主な内容でございます。

25ページ、26ページをお願いします。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出につきましても、主な内容のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額が△144万8,000円。こちら

につきましては、議会職員の人件費、議会運営諸経費の不用額等による減額でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額が△１,５６０万２,０００円。主な内容でございますが、職員人件費の減額で４２２万９,０００円、一般管理費諸経費として３６５万１,０００円の減額、このうち需用費等で９５万円、また委託料等で１１６万５,０００円減額となっております。併せまして、電子計算費ということで２１７万５,０００円、不用額として計上させていただいております。

同款、同項、２目企画費、２９ページ、３０ページでございます。補正額が△７７万６,０００円。主な内容でございますが、地域おこし協力隊事業費△２５１万４,０００円、このうち委託料で地域おこし協力隊まちづくり事業委託料△１５０万４,０００円、３１ページ、３２ページになりますが、わくわく生活実現パッケージ事業費△２００万円、こちらが主な内容でございます。

３３ページ、３４ページでございますが、同款、同項、３目文書広報費、補正額△３７２万２,０００円。主な内容でございますが、広報広聴事業に係ります人件費△３２２万３,０００円が主な内容でございます。

３５ページ、３６ページをお願いします。

同款、同項、７目財産管理費、補正額が３億３,４６２万５,０００円の増額補正となっております。主な内容でございますが、２４節積立金３億３,４９０万７,０００円、このうち基金積立金ということで、減債基金積立金に３億３,４９４万５,０００円計上させていただいております。

同款、同項、１２目交通対策費、補正額△１,７７６万４,０００円。こちらにつきましては、路線バス対策事業諸経費ということで、奈良交通への負担金及び交付金で△１,６３９万７,０００円となっております。

次に、同款、２項徴税费、１目税務総務費で補正額が△３１８万５,０００円。主な内容でございますが、１８節負担金補助及び交付金△２７５万９,０００円。主な

ものにつきましては、京都地方税機構負担金△275万7,000円を計上させていただきます。

少しページが飛びます。45ページ、46ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が△1,888万9,000円。主な内容につきましては、職員人件費で△326万3,000円、また国保事業勘定繰出金で△171万6,000円、障害者自立支援事業給付費の関係で△846万円、めくっていただきまして、49ページ、50ページでございますが、総合保健福祉施設整備事業△104万3,000円が主な内容でございます。

同款、同項、3目老人福祉費で補正額△1,691万7,000円。主な内容でございますが、51ページ、52ページをお願いいたします。老人福祉施設措置事業費で△134万9,000円、また老人医療事業費で△169万2,000円、介護保険事業特別会計繰出金で△947万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金で△169万円が主な内容でございます。

55ページ、56ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正額が△415万6,000円。主な内容につきましては、一般職員の人件費の減額で123万2,000円、おめくりいただきまして、57ページ、58ページでございますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業△100万円が主なものでございます。

同款、同項、3目保育所費で補正額が△596万9,000円。主な内容につきましては、保育所費諸経費ということで△474万2,000円、こちらにつきましては、会計年度任用職員に係ります報酬△171万円、また需用費で188万円の減額。主なものにつきましては、光熱費で107万2,000円の減額の計上をさせていただきます。

61ページ、62ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額が△1,595万6,0

00円。主な内容でございますが、27節繰出金△1,400万9,000円、こちらにつきましては、国民健康保険直診勘定繰出金△1,400万9,000円が主な内容でございます。

同款、同項、2目予防費、補正額が△616万8,000円。主な内容でございますが、予防諸経費で△341万9,000円、このうち委託料で△224万5,000円、そのうち予防接種等委託料で180万3,000円の減額を計上させていただいております。併せまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業で△274万9,000円を計上しているところでございます。

65ページ、66ページをお願いいたします。

同款、同項、4目環境衛生費、補正額が△595万4,000円でございます。こちらの主な内容でございますが、27節繰出金ということで550万3,000円の減額、このうち簡易水道事業特別会計繰出金で△110万1,000円、また下水道事業特別会計繰出金で△440万円を計上させていただいております。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で補正額が△1,617万1,000円でございます。主な内容につきましては、18節負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金△1,543万3,000円を計上させていただいております。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費で補正額が△178万4,000円。こちらの主な内容につきましては、一般職員人件費の減額でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

同款、同項、6目農業施設管理費、補正額が△148万円。こちらにつきましては、主な内容でございますが、農業施設管理諸経費で△127万円、交流ステーション農産物直売所管理事業で△21万円を計上させていただいております。

少しページが飛びます77ページ、78ページをお願いいたします。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費で補正額が△1,073万円でございます。こちらの主な内容でございますが、79ページ、80ページになります。町営住

宅管理事業費△1,066万6,000円。このうち主な内容が、委託料、町営住宅長寿命化計画更新業務委託料△102万4,000円、工事請負費△940万3,000円が主なものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額△632万1,000円でございます。主な内容でございますが、非常備消防人件費、消防団員報酬でございますが、△115万3,000円、非常備消防諸経費△492万6,000円、主なものが旅費の費用弁償ということで、訓練等の手当でございます△331万1,000円、計上させていただいております。

81ページ、82ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額△2,252万9,000円。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金△2,252万9,000円を計上させていただいております。

83ページ、84ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額が△212万9,000円。こちらにつきましては、町債償還利子につきまして165万円の減額を計上させていただいております。

87ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いします。

続きまして、私のほうからは、承認第4号 湯船財産区に係ります専決処分について説明を続けさせていただきます。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令 和 5 年 3 月 3 1 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）
2. 専決理由 湯船財産区財政調整基金繰入金の確定等に伴い、予算補正をする
 必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕
 がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の
 規定により専決処分する。

令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）

令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 140 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 3 月 3 1 日 専 決

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款財産収入、1,000 円、3 万円、3 万 1,000 円。

3 款繰入金、168 万 8,000 円、△148 万 8,000 円、20 万円。

4 款繰越金、20 万円、7 万 8,000 円、27 万 8,000 円。

5 款諸収入、21 万 1,000 円、△2 万円、19 万 1,000 円。

歳入合計、210 万円、△140 万円、70 万円でございます。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、歳出になります。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款管理会費、14 万 8,000 円、△13 万 3,000 円、1 万 5,000 円。

2 款総務費、175 万 2,000 円、△126 万 1,000 円、49 万 1,000 円。

4 款予備費、20 万円、△6,000 円、19 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 4 年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）、資料 No. 4 に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額△148 万 8,000 円。こちらは基金繰入金の減額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、7 ページ、8 ページ。

次に、歳出でございます。

歳出につきましても、主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が△57 万 9,000 円。

こちらにつきましては、主な内容が一般管理諸経費△５７万９,０００円、うち需用費で△４３万８,０００円が主な内容でございます。

また、同款、同項、２目財産管理費では補正額が△６８万２,０００円。こちらの主な内容でございますが、１２節委託料、山林保育委託料△５３万６,０００円を主な内容として計上させていただいております。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

その他の特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうからは、承認第５号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）につきましてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第５号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和５年６月１５日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和５年３月３１日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 事業勘定において国民健康保険税並びに保険給付費等の増額、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右ページに移りまして、令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）。

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,990万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ770万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,880万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

1款国民健康保険税、9,921万6,000円、1,156万6,000円、1億1,

078万2,000円。

2款使用料及び手数料、10万円、△5万円、5万円。

4款府支出金、4億8,192万5,000円、△907万3,000円、4億7,285万2,000円。

6款繰入金、4,852万5,000円、△680万6,000円、4,171万9,000円。

7款繰越金、42万4,000円、2,328万2,000円、2,370万6,000円。

8款諸収入、40万9,000円、38万1,000円、79万円。

歳入合計、6億3,060万円、1,930万円、6億4,990万円でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1款総務費、335万円、△41万2,000円、293万8,000円。

2款保険給付費、4億6,094万円、△1,675万8,000円、4億4,418万2,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、1億4,885万9,000円、△509万8,000円、1億4,376万1,000円。

6款保健事業費、1,200万9,000円、△240万7,000円、960万2,000円。

7款基金積立金、1,000円、4,410万円、4,410万1,000円。

8款公債費、3万円、△3万円、0円。

9款諸支出金、41万円、△9万5,000円、31万5,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予

算（第5号専決）（事業勘定）、資料No.5により説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては、主なもののみの説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,156万9,000円でございます。主なものといたしまして、1節医療給付費分現年課税分として1,184万9,000円でございます。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額が△907万3,000円、主なものといたしまして1節普通交付金として△1,309万9,000円でございます。

6款繰入金、1ページおめくりいただきまして、7ページ、8ページで、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として補正額△460万5,000円、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として同額でございます。

同款、同項、5目財政安定化支援事業繰入金として補正額532万6,000円、1節財政安定化支援事業繰入金として同額でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,328万2,000円、1節前年度繰越金として同額でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきます。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費として補正額△833万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額△544万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費、1目一般被保険者医療給付費分として補正額△507万6,000円、18節負担金補助及び交付金で同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページでございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金として補正額4,410万円、24節積立金でございます。

19ページ以降に給与費明細を載せておりますので、後ほどご覧ください

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定の説明につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○診療所事務長（島川昌代君）

続きまして、私のほうから、承認第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては先ほど税住民課長から説明がありましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

第1表をお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、4,911 万円、375 万1,000 円、5,286 万1,000 円。

2 款使用料及び手数料、27 万円、15 万3,000 円、42 万3,000 円。

4 款府支出金、145 万8,000 円、76 万2,000 円、222 万円。

5 款支払基金交付金、32 万1,000 円、△32 万1,000 円、0 円。

6 款繰越金、280 万7,000 円、2 万2,000 円、282 万9,000 円。

7 款繰入金、3,640 万4,000 円、△1,400 万9,000 円、2,239 万5,000 円。

9 款諸収入、612 万9,000 円、194 万2,000 円、807 万1,000 円。

歳入合計、9,650 万円、△770 万円、8,880 万円。

次ページをよろしくお願いします。

歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、6,775 万8,000 円、△521 万4,000 円、6,254 万4,000 円。

2 款医業費、2,842 万9,000 円、△247 万3,000 円、2,595 万6,000 円。

3 款公債費、1 万3,000 円、△1 万3,000 円、0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書により説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）（直営診療施設勘定）No.5をお開きください。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

歳入でございます。

1 款診療収入、2 項外来収入、2 目社会保険診療収入、補正額 2 8 5 万 6 , 0 0 0 円。現年度分の社会保険診療収入の増となっております。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目医業費補助金、補正額 7 6 万 2 , 0 0 0 円。主なものは、新型コロナ無症状者検査環境整備事業補助金として 6 4 万 5 , 0 0 0 円となっております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次ページをお願いいたします。7 ページ、8 ページ、1 目一般会計繰入金、△ 1 , 4 0 0 万 9 , 0 0 0 円。これは一般会計繰入金の減によるものです。

9 款諸収入、2 項受託収入、1 目検診等受託収入、補正額が 1 9 8 万 4 , 0 0 0 円。検診等の受託収入の増となっております。

めくっていただきまして、9 ページ、1 0 ページ。

3 歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額が△ 5 2 1 万 4 , 0 0 0 円。主なものは、給料、職員手当等、人件費や一般管理諸経費の不用額の減によるものでございます。

2 款医業費、2 項医業費、次めくっていただきまして、3 目医薬品衛生材料費△ 1 6 4 万円。こちらにつきましては、需用費の医療材料費、薬の購入費の減に伴うものです。

1 3 ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上、令和 4 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私から、承認第6号について説明いたします。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 使用料、一般会計繰入金、地方債の変更等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億300万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 款使用料及び手数料、7,608万7,000円、33万3,000円、7,642万円。

2 款分担金及び負担金、572万6,000円、102万6,000円、675万2,000円。

3 款国庫支出金、181万1,000円、△15万6,000円、165万5,000円。

6 款繰入金、9,585万8,000円、△110万3,000円、9,475万5,000円。

7 款繰越金、270万円、7万7,000円、277万7,000円。

8 款諸収入、1万7,000円、42万3,000円、44万円。

9 款町債、2,620万円、△600万円、2,020万円。

歳入合計、2億840万円、△540万円、2億300万円。

おめくりください。

歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、7,987万2,000円、△539万円、7,448万2,000円。

3 款公債費、1億2,252万7,000円、△1万円、1億2,251万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債補正

変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明いたします。

資本費平準化債、2,000万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、

補正後限度額1,400万円、計1,400万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

続きまして、予算に関する説明書、No.6をお願いします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので省略させていただき、5 ページをお願いします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、計の順に主なもののみ説明いたします。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金、102万6,000円、675万2,000円、1 節施設費分担金（現年度分）で新規加入分担金（現年度分）

85万8,000円。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△110万3,000円、9,475万5,000円、1節一般会計繰入金で一般会計繰入金（水道料金軽減）△110万1,000円。

おめくりください。

9款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、△600万円、2,020万円、1節簡易水道事業債、資本費平準化債△600万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△539万円、計7,448万2,000円。主なものといたしまして、委託料△132万円、公課費、消費税△280万円。

次ページは給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

議案書にお戻りください。

続きまして、承認第7号の説明をいたします。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

1. 専決事項 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

2. 専決理由 使用料、一般会計繰入金の変更等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,840万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

和 束 町 長 堀 忠 雄

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 款分担金及び負担金、630万円、26万1,000円、656万1,000円。

2 款使用料及び手数料、3,366万2,000円、△112万7,000円、3,253万5,000円。

5 款繰入金、1億3,773万4,000円、△440万円、1億3,333万4,000円。

6 款繰越金、2 0 0 万円、2 7 万円、2 2 7 万円。

7 款諸収入、4, 0 0 0 円、△ 4, 0 0 0 円、0 円。

歳入合計、2 億 4, 3 4 0 万円、△ 5 0 0 万円、2 億 3, 8 4 0 万円。

おめくりください。

歳出です。

1 款総務費、3, 9 3 1 万 1, 0 0 0 円、△ 2 8 5 万 6, 0 0 0 円、3, 6 4 5 万 5, 0 0 0 円。

2 款管理費、4, 8 9 1 万 2, 0 0 0 円、△ 1 7 5 万 1, 0 0 0 円、4, 7 1 6 万 1, 0 0 0 円。

4 款公債費、1 億 5, 4 4 6 万 7, 0 0 0 円、△ 3 9 万 3, 0 0 0 円、1 億 5, 4 0 7 万 4, 0 0 0 円。

続きまして、予算関する説明書、資料 N o . 7 をお願いします。

おめくりください。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただき、5 ページをお願いします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、計の順に主なもののみ説明いたします。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、△ 1 6 7 万 8, 0 0 0 円、2, 8 8 2 万 3, 0 0 0 円、1 節下水道使用料現年度分で△ 1 6 2 万 6, 0 0 0 円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△ 4 4 0 万円、1 億 3, 3 3 3 万 4, 0 0 0 円、1 節一般会計繰入金△ 4 4 0 万円。

続きまして、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△ 2 8 5 万 6, 0 0 0 円、3, 6 4 5 万 5, 0 0 0 円、2 6 節公課費△ 2 1 5 万 1, 0 0 0 円。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、△102 万 2,000 円、3,698 万 2,000 円。主なものといたしまして、処理場管理諸経費△102 万 2,000 円。

次ページ以降は給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

説明の途中ですが、ただいまから午後 3 時まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 46 分～午後 3 時 00 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、承認第 8 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いします。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年 3 月 31 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）

2. 専決理由 令和4年度介護給付費等に係る国庫支出金の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）

令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,600万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1億4,323万7,000円、189万8,000円、1億4,513万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3 款国庫支出金、1 億 7,014 万 5,000 円、230 万 6,000 円、1 億 7,245 万 1,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 8,796 万 2,000 円、△1,493 万 2,000 円、1 億 7,303 万円。

5 款府支出金、1 億 535 万 4,000 円、△540 万 7,000 円、9,994 万 7,000 円。

7 款繰入金、1 億 987 万 6,000 円、△947 万 4,000 円、1 億 40 万 2,000 円。

8 款諸収入、5,000 円、△4,000 円、1,000 円。

9 款繰越金、2,141 万 9,000 円、361 万 4,000 円、2,503 万 3,000 円。

歳入合計、7 億 3,800 万円、△2,200 万円、7 億 1,600 万円。

1 枚おめくりください。

歳出でございます。

こちらも款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、1,006 万円、△133 万 3,000 円、872 万 7,000 円。

2 款保険給付費、6 億 7,462 万 2,000 円、△3,927 万 1,000 円、6 億 3,535 万 1,000 円。

4 款地域支援事業費、3,219 万 1,000 円、△105 万円、3,114 万 1,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円、2,010 万円、2,010 万 1,000 円。

6 款公債費、5 万円、△5 万円、0 円。

8 款予備費、39 万 6,000 円、△39 万 6,000 円、0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 8 予算に関する説明書、令和 4 年度和束町介護保険特別

会計補正予算（第３号専決）（保険事業勘定）をよろしくお願いいたします。

次ページから４ページまでは総括ですので、省略させていただき、５ページ、６ページからお願いいたします。

まず、歳入でございます。重立ったものののみ説明させていただきます。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、補正額１８９万８,０００円、１節現年度分特別徴収保険料１０７万６,０００円でございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、補正額３０１万５,０００円、１節現年度分でございます。

同款、２項国庫補助金、１目調整交付金、補正額△２２４万２,０００円、１節現年度分調整交付金でございます。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額△１,４９３万７,０００円、１節現年度分でございます。

１枚おめくりいただきまして、７ページ、８ページをお願いいたします。

５款府支出金、１項府負担金、１目介護給付費負担金、補正額△５４３万３,０００円、１節現年度分でございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、補正額△７１７万３,０００円、１節介護給付費繰入金でございます。

９款繰越金、１項繰越金、おめくりいただきまして、１目繰越金、補正額３６１万４,０００円、１節前年度分の純繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

１１ページ、１２ページ、歳出でございます。

こちらにも同様に、主なものののみ説明させていただきます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、補正額△９００万円、１８節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、同款、同項、５目施設介護サービス給付費、補正額△１,

590万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費、補正額△260万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

同款、4項高額介護サービス等費、おめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。1目高額介護サービス費、補正額△200万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額△800万円、負担金補助及び交付金でございます。

3枚おめくりいただきまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備金積立金、補正額2,010万円、24節積立金でございます。

2枚おめくりいただきまして、以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。議案書のほうにお戻りください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款サービス収入、336万円、19万2,000円、355万2,000円。

2款繰入金、384万円、△76万円、308万円。

3款繰越金、0円、26万8,000円、26万8,000円。

歳入合計、720万円、△30万円、690万円。

1枚おめくりください。

歳出でございます。こちらも同様の説明をさせていただきます。

1 款総務費、577万円、△6万5,000円、570万5,000円。

2 款事業費、120万2,000円、△10万7,000円、109万5,000円。

3 款予備費、22万8,000円、△12万8,000円、10万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、同じくNo.8 予算に関する説明書の令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）のサービス事業勘定をお願いいたします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものの説明とさせていただきます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、補正額19万2,000円、1 節居宅支援サービス計画費収入でございます。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、補正額△10万7,000円、1 2 節委託料でございます。介護予防計画委託料全額でございます。

次ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、承認第9号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）につきましてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
2. 専決理由 令和4年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金の減額等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右ページをご覧ください。

令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,900万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、5,048 万 8,000 円、△151 万 6,000 円、4,897 万 2,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円、△1 万円、0 円。

3 款繰入金、2,799 万 1,000 円、△169 万円、2,630 万 1,000 円。

4 款繰越金、33 万 9,000 円、20 万 2,000 円、54 万 1,000 円。

5 款諸収入、307 万 2,000 円、11 万 4,000 円、318 万 6,000 円。

歳入合計、8,190 万円、△290 万円、7,900 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、95 万 9,000 円、△2 万 9,000 円、93 万円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,508 万 7,000 円、△200 万 2,000 円、7,308 万 5,000 円。

3 款保健事業費、528 万 4,000 円、△71 万 5,000 円、456 万 9,000 円。

4 款諸支出金、20 万 1,000 円、△15 万 4,000 円、4 万 7,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）、資料 No. 9 により説明を続けさせていただきます。

なお、1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

こちらは主なもののみの説明として進めさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額△111万5,000円、1 節現年度分として△111万5,000円、同額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額は△169万円。主なものといたしまして、1 節事務費繰入金△110万円でございます。

2 枚おめくりいただき、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにも主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が△200万2,000円、18 節負担金補助及び交付金として同額でございます。

私からの後期高齢者医療特別会計の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。

3 番、高山議員。

○3 番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

一般会計の補正予算説明書ですね、56 ページになるんですが、ここの物価高騰緊急支援給付金事業ということで△250万円となっておりますが、これは住民税非課税世帯に対する1世帯当たり5万円の分かと思うんですが、この250万円減額になった原因といたしますか、そのあたりの説明をお願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

こちらは令和４年度の非課税世帯を対象といたしまして、１世帯当たり５万円の給付金を給付した事業でございます。

当初予算につきましては、前年度、令和３年度等の状況から対象世帯を算出いたしまして、国のほうからの補助金を請求させていただきました。しかしながら、令和３年度から比べまして令和４年度は全世帯の住民税とも金額も上がりまして、対象世帯と課税世帯とも増えまして、非課税世帯、実質支給決定と最終いたしましたのが５３６世帯、うち非課税世帯といたしましては５３２世帯、家計急変として申請されたのは４世帯という形で、１世帯当たり５万円の給付を実施いたしまして、最終請求が多かった２５０万円については国のほうへ返還をさせていただいているものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

３番、高山議員。

○３番（高山豊彦君）

ということで、一応この非課税世帯の方への給付漏れはないということよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

対象世帯で非課税世帯でありながら申請されなかった世帯も一部ございます。です

が、個別にご案内等をさせていただき、自主的に辞退された世帯ですとかもございました。また、町外の親族に扶養されているですとかいう状況もございまして、最終、一応、全世帯連絡は取らせていただいた上での決定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、高山議員。

○3番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

一応、連絡を取っていただいた結果、ご本人の判断もあるということでございます。ありがとうございます。

これに関連してですね、前年度から燃料券の関係ですね。今年度は加えて総額で1万円ということになります。これも以前、他の議員が質問したかと思うんですが、住民の方から、高齢の方で車をお持ちでない、あと、オール電化されている、もしくはプロパンガスを町外で購入されている、そういった方には燃料券をせっかくいただいても利用できないというようなお話がございます。そういう中で、午前中の一般質問でもございましたが、水道料金のほうでこれを充てることができないのか。例えば、1,000円をご負担いただくことで、それを合わせまして5か月分の基本料金を賄えるのではないかなというように考えるんですが、そういった対応はできないものか、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の燃料高騰等の交付金につきましては、国からの交付金の部分と、現在、京都府の議会でも審議されているんですけども、LPガスにつきましては京都府から事業

所に直接LPガスに係る支援をさせていただくということで聞いているところでございます。

今、高山議員からご質問いただいた内容につきましては、私どものほう国からの交付金を活用させていただいて対応するというところで準備をさせていただいております。

実際、水道料金という形になりましたら、今、私がこの場で返事するのは難しいんですけども、ただ今回、町長が朝から一般質問で答弁させていただきましたように、交付金とは別に一般財源というところで和東町からの単費のほうも計上させていただいているところでございます。もう少し時間をいただきたいと思いますのですが、何らかの検討はさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、高山議員。

○3番（高山豊彦君）

先ほど申しましたように、やはりせっかくこういう支援をしていただいても活用できない住民の方、この対応をしっかりとまた考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、38ページなんですけど、これも午前中の一般質問でもございましたが、茶源郷乗合交通生活お届け事業でございます。

これにつきまして午前中の一般質問のご答弁にもありましたが、昨日からですかね、湯船地域で意見交換をされているということでございます。先日、湯船地域の方のお話を聞かせていただく機会がございまして、その中で特に水曜日14時頃というのは、スクール利用されている、要するに小学生なりの通学利用されているということもありまして、W a z C a rを申し込んでも今現在対応できないということで何回も断れたというようなお話をお聞きしました。今年度から湯船地域については奈良交通が運行してない状況ですから、その生活をどう支えていくのかということもあるかと思えます。ということで、やはりここは通学利用というのも大事なことはあるんですが、

そこは住民の方の生活の支援ということで利用できるように検討いただきたい。

特に教育委員会の問題でもあるんですが、ここのあたりは教育委員会とも調整をしていただいて、住民生活に支障のないような形でW a z C a rの運行ができたかなと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

高山議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、水曜日は部活がないということで、15時台に中学生の方が帰られるということで、その時間帯は特にまとまって乗って帰られるということで、その時間帯にほかの方が予約できないということも発生をするのは事実でございます。お子様方も湯船の方がご利用いただいております、そちらのほうの足の確保も必要ということで、現時点で奈良交通が廃止となった部分ということの代替ということで、W a z C a rでスクール便というものを用意をして対応をしているというところではございますけども、これにつきましては以前から教育委員会のほうとも協議を続けておまして、スクールバスの導入というものも視野に入れながら、W a z C a rで対応できる部分を増やしていくと。本来のW a z C a rの運行の形にしていくということとを今後も協議を進めながら検討してまいりたい。早期に実現していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、高山議員。

○3番（高山豊彦君）

3月にほかの地域で通学に利用できないかということで私の方からお願いした経過もあるんですが、やはり特に湯船地域につきましては奈良交通に代わる代替輸送機関

でもございますので、そこはやっぱり住民の方の生活を重点に置いていただいて調整
いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で結構です。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

それでは、私も幾つかお聞きしたいと思うんですけども、一つは、一般会計の歳入
の町税の関係ですけども、先ほど午前中の小西議員の一般質問の中で、いわゆる固定
資産税の超過税率について取り上げておられました。確認なんですけども、この 0 .
1 の超過税率というのは、これは昭和 2 8 年の水害の復興を進めるという意味での目
的税というふうに思うんですけども、それはそういう位置づけでよいかということ
を確認しておきたい。

この経過から考えれば、それはある意味そういう意味での目的税だというふうに思
うんですけども、そうであるならば午前中の議論にもありましたけども、一定その目
的が達成できたときというのは、できれば終了するというのはある意味当たり前の話
だというふうに思うんですね。

そういった意味では、現実の問題として、2 8 災の復興からという意味での目的と
いうのは既に終わっていると思うんですね。そういう意味で言うと、それでもまだ続
けておられるとなると、行政からすれば、これはある意味、税の流用になってしま
いますし、住民からすれば不当な課税というふうになってしまうというおそれもある
と思うんですけども、そういった点で、初めに言いましたように、これはそういう目的
税ということによろしいかということと、そうであるならば、現実的にもその目的は
達せられてると思われまますので、それを一旦終了して、もしそれ以外で何か必要な
ものがあるのであれば、また別の位置づけの中でそういうことをされるということが提
案されるとか考えられるというのが筋じゃないかと思うんですけども、その辺いかが

ですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

固定資産税というのはかけ方がいろいろ国から定められております。標準税率、先ほどの1.4というのは、どこの市町村も標準であります。しかし、それで一律にするというのは、今朝も小西議員の質問に答えておりましたように、それぞれの市町村の財政力というのは非常に差があります。だから、その差があるから標準税率でいけない。事業をやっていくのにそれだけでいけない場合には、決められた範囲内で町村の判断でかけられますと、こういうように言われております。そういう意味におきますと、今、言われたように大きな目的税というところには値しないと、そういうようにご理解いただきたい。

私が先ほど言いましたのはそういうことやなしに、災害復旧していく、和東町の財政状況が非常に厳しいときに、財政力の弱い町が標準税率だけではなかなかいけないから、その当時の町の判断で標準税率プラス課税をさせていただいていると。それがずっと続けていて財政力でいけるとなれば、これは町の判断ですから、やめることもできます。

ただ、そのときお答えしたのは、和東町の水害後の復興もありましたが、そして平成の後のときにおいても非常に財政状況が厳しい。しかし、まだまだ事業もやっていかなきゃならない。今も続けておりますように、安心安全の道路問題、そしていろんな施設の問題が続いておりますから、今のときではないだろうなど。

今までからいろんな方の中で、これはもういいんじゃないかということも検討はしてきたんですけども、ご案内のとおり、いろいろ見ていただいたら分かりますように、もう少し事業を続けていかないといけないです。このときに下ろすというのは大変だ

という意味で答弁させていただきましたが、今のうちに、一つの目的が終わったからやめます、この目的を達成しますからやりますと、こういう問題ではないということ
でよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

これはいわゆる 28 災の水害の復興支援というか復興をすると。いわゆる今、東北
の東日本大震災で復興特別税でありますね、あれと同じようなことになりますけども、
今、そういう目的税じゃないと言われましたよね。これはそうなんですか。いつから
そうじゃなくなったのかということなんですけど、今日はこれでどうこう議論するあ
れはないんです。ただ、確認したかったんですね。目的税じゃないんですね。

そうなりますと、先ほど来、いわゆる財政状況が好転しないとかいうのは、それは
要は一般的な問題ですよ。そうなったらということで、いつ、誰がそうなったとい
うふうに判断するのか。結局、それは町長とか行政の恣意的な判断で、まだそんな
無理だと言ってしまったらいつまでも終わらないわけです。

そういう意味では、先ほど答弁の中で、住民の方に協力をいただいているというこ
とをアピールして云々と言っておられましたよね。じゃあ、住民の方がそれをどこま
で知っておられるのかということなんです。0.1 ポイントの超過課税には変わり
ない、そういうものをしてるんだということをどれだけの方にちゃんと周知して、分
かってもらった上で、納得してもらった上で課税してもらっているというふうにい
うたら、大変疑問は多いと思うんですよね。

町長はそれを最大限利用して云々と言っておられましたけど、ある意味、悪く言え
ばそれは悪用であってと私は印象を思いましたので、確認だけさせていただきました。
また、決算のときでも取り上げられたら取り上げたいと思います。

それと水道の関係ですけども、令和 4 年度の水道というのは、朝から言ってますよ

うに、いわゆる料金改定があった年です。町長の言う住民の方に協力いただいて大幅な値上げをお願いしたということのあった年度です。

それで確認したいんですけど、朝の議論にもありましたけども、もともとこの値上げの議論というのは、いわゆる水道の経営戦略というのがありましたね。馬場課長、それにいわゆる25%の値上げが必要だということが書かれてたんですよ。それが要はこの値上げの問題の発端だと思うんですね。発端というか、いわゆる町としての戦略というか具体的な根拠ですよ。なぜ、値上げしなくちゃいけないのか、それはなぜ25%なのかということを一応書いてあります。しかし、令和4年度の値上げ幅というのは25%に収まってないですよ。40数%じゃないですか。これは一体何を根拠に40数%も値上げになっているのかということなんですね。

その是非はともかくとしても、25%というのは一定根拠がありました。この年度ごとにこういうふうにお金がかかるということが全部書いてあって、でも、それでは足りないから見直したわけですね。その後、見直し作業に入られたけども、経営戦略については一切示していただいております。けども値上げは平均で40数%という、当初言っていたよりも違う数字で値上げされた。これは決算を考える上でも大きな問題だと思っています。やっぱり何をやるにしても根拠がないとあかんと思うんです。その辺、担当課として、この40数%の値上げというのは何を根拠に40数%という数字を弾き出されたんですか。説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

当時の担当課長をしておりましたので、私のほうから答弁させていただきます。

経営戦略につきましては、平成25年、26年当たりからの計画で立てております。その後の工事の発注等を見直した中で、工事があとどれぐらいかかるか、それから工事が終わった段階でどれぐらいの償還が必要か、それから薬剤等の物価上昇等はどうか

かというのを含めた中で、私が平成２８年に示しました２５％を見直しまして、平均値４６％の料金改定という形でやらせていただきました。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

だから、どこにその根拠があるんですかって聞いているんです。これは大事なことですよ。要は、町長は住民の方に努力いただきたいと言ったわけでしょう。いわゆる借金があるんだから、返さなあかんから、それをするために住民の方に努力いただいて、値上げを受け入れていただいて、安心安全のためにこれだけの値上げをやるんだというふうに言われたんですけど、でも、それは一切、住民の方には何の説明もなかったわけです。しかも、その根拠というのがないじゃないですか。課長の頭の中の計算かもしれないけども、私が今まで２５％のときのようなちゃんとした根拠になるような文書で一切見たことがないですよ。ですから、決算も近いわけですから、ちゃんとそういうものを用意しておいていただきたいなと思います。そうでないと、それが妥当だったかどうかを検証できませんから。

次へ行きます。

先ほど高山議員のほうから、W a z C a r のことについてお話がありましたので、関連して一つだけ確認しておきたいと思うんですけども、このW a z C a r の運用については、まず登録していただくという作業が要ります。それで登録者が予約すると配車するという仕組みで運用されております。ただ、午前中も例に挙げましたけども、南山城村の村タクというのは登録は要らないんですね。これはW a z C a r の始まったときに結構、皆さんから聞いたのは、登録という作業が結構大変だという話を聞いたわけです。そういう意味では、そもそもなぜ登録が必要なのかなと思ったんです。予約は誰でもできますよね。だけど登録という作業は本当に必要だったのかな。住民の方が必要だったら電話でも何でも予約してやればできるわけですから、なぜ登録

という作業が要るんだったかなと。今後、本格運用されていくということであれば、今はとりあえず実証運行ということですから、そういう仕組みも含めて適切なのかどうかということは多分検証されていると思うんですけども、そういった意味で、登録という段階というのがなぜ必要なのか、また、その辺は今後見直しはあるのか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

岡本議員のご質問にお答えをいたします。

登録は、予約をする際にどなたがどこからどこまで行かれるかという、こういったことを今、実証実験をしておりますして、そのあたりの流動をしっかりとらまえて、それを基に、実際のご利用者がどういうふうなご利用の仕方をされているか、時間帯ですとか、ご年齢ですとか、そういったものを蓄積しまして、その蓄積を基に本格運行に向けて検証するために情報をいただくという意味合いで必要としております。

確かに、登録が第1ハードルというのはご指摘もございますけども、登録会のようなことも、初期の頃はサロンに出向きまして何度もさせていただいたということもございます。まだまだ機会が不足しているということでございましたら、ご要望いただきましたらそういった会も設けていきたいなというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

実証実験という意味では、そういう流れをちゃんとつかんでいくという点で登録が必要であったということはよく分かりました。

今後、いわゆる本格運行するときにも、例えば、その事業効果を検証するという意

味では必要だという判断もあるのかもしれないんですけども、ただ、できるだけどんなときも、いざ、どうしても使いたいというのはいつ来るか分かりませんので、そういう点では、そういうハードルというか、作業をできるだけなくして、例えば、路線バスに乗るのに登録は要らないと思います。そういう意味では、本格運行に向けては、またその辺についても検討をいただきたいというふうに思います。

次に、光ボックスの関係なんですけども、令和４年度、こういったタブレット方式で進めていかれる中で、普及というのは大体どの程度進んだのかということを確認させていただきたいというのが一つです。

それと、住民の方の声で、これは光ボックスだけじゃないんですけども、いわゆる広報という部分、ホームページ等にもなるんですけども、この前の町会議員選挙のときの開票結果であるとか、そういったことについてどうなっているのかという、そういう結果について問われるというか、聞かれる機会が結構あったんですよね。町のホームページを見ても何も出てこないし、光ボックスでも何も言ってこない。防災無線も何も放送しないという意味で、終わってから、結局どうなっているんだろうかという話が耳にすることがありまして、そういう点で、やはり一番身近な皆さんが知りたいと思えるような情報の一つではあるというふうに思うんですけども、そういった部分の情報発信であるとか、またホームページ等での選挙結果等についての情報の蓄積であるとか、そういったことも内容として必要になっているんじゃないかというふうに思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和４年度の光ボックスのタブレットの実績でございますが、新たに令和４年度中に６台新規で申込みをされたという状況でございます。また、令和５年度この６月の

本日現在ですけれども、3人の方が新規で申込みをされているという状況でございます。

光ボックスのタブレットの関係の中継システムなんですけれども、岡本議員もご承知のとおり、現在、議会中継につきましては生中継で住民の方にタブレットを通して見ていただけるという情報提供をさせていただいております。

ただ、この費用ですね、議会中継システムで年間約90万円かかっております。同様に、選挙会場に生中継のシステム等を導入するとなれば、それぐらいの経費が新たに必要になるというふうに思われます。ただ、ホームページ等の掲載につきましては、今現在お願いしている事業者と調整しまして、例えば、職員のスマートフォンから直接ホームページにダイレクトで入力できるような方法も検討したいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

そこはぜひホームページの充実と併せて、またタブレットの中での情報発信ですね、町の話とか、そういった部分での一つの内容として、見たいときにすぐ見れるような状況でぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

最後にですね、65ページのじん芥処理費に関連して1点だけ確認しておきたいと思います。

いわゆる連合の事務にもなりますので、確認にとどめたいと思いますけれども、令和4年度というのは、若干話もありましたけれども、今も続いておりますけれども、クリーンセンターの施設の的に大変不具合があった年ですね。いわゆる亀裂が入っていると。今現在も入っております。私も先日もう一回見に行かせていただきましたけれども、前に見たときよりも、もっとひどくなっているんじゃないかというふうに思えるような状況になっております。

そういうことで、その原因がどうだとかいうことは今日は言いませんけれども、そう

なりますと、基本的にあの施設はやはりもう使えないと思うんですよね。ですので、いろいろ井上議員の質問に答えておられましたけども、今後あの施設そのものは使用できないと。今、伊賀市のほうにお願いしてますけども、今後あそこの再稼働というのは、基本的にはないということで町としても認識しておられるということでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは議員もご案内のとおり、今の状況といいますのは、テールアルメ擁壁がひっくり返るかということで、これをまず第一に直さなきゃならないということで、休止も含めて、このときに工事を基金を通じてやってきたと。もう一つのところも廃止して壊すとかはっきりすれば全部できるんですけども、もう一つは休止の状態ですから手をつけられない。だから、半分はできて半分はできないという、そういう不具合の中で今の現象が起こっている。施設そのものは耐用年数が残っているわけですから、うちだけの判断では廃止というわけにはいきません。府なり国とも協議していかないと、そういうところの作用はあると思いますが、こういう状況というのは、非常に大きな内容だと、今、連合では受け止めて、そして対応をやっていると。また、これも府とか国のほうも協議しながら、今、進めていると、こういうことです。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、何点かお願いしたいと思います。

36 ページですね、運転免許証の自主返納の支援事業ということで上がっているんですけど、ここで確認をさせていただきたいんですけど、昨年、今年、自主返納さ

れている方は何人ぐらいおられるのかということを確認させていただきたいと思います。これからそういった方々が結構増えてくるんじゃないかならうかと思いますので、その辺のチェックをお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

運転免許証自主返納支援事業、これは和東町のほうで以前からさせていただいておりますが、令和４年度の実績で申し上げますと、７の方が自主返納された。

令和３年度、一昨年度になりますが、令和３年度につきましては１２人ということで、年々減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡田議員。

○６番（岡田泰正君）

この減少しているということは何かその原因があるかと思うんですね。W a z C a r のいろいろなことも今、一生懸命実験していただいておりますけれども、自主返納されたときには警察とかそういったところへ行って、運転した経歴の証明書、こういったものを取る必要があるわけなんですけれども、自主返納された方がこういうことをご存じなのかどうかということですね。

それと、警察から発行された証明書が、今まで免許証が身分証明書として使われたけれども、逆に、発行されたものが今後はそれが身分証明書として利用できるというふうなシステムも構築されてますね。だから、そういったことがこれから返納される方について文書とかでいろんな形で行政のほうから、こういう特典がありますよとかね、そういうことを知っていただくということが必要じゃないかと思います。

それともう1点は、高齢者の運転免許証自主返納サポート協議会というものがあります。ここでこのサポート協議会のほうに加盟されている店舗、こういったところでは商品の割引とか、そういった特典がいただけるというふうなこともうたわれておりますので、そういったことは警察とかそういうようなところでチェックをすれば分かるわけなんですけども、行政のほうでもそういったことを取り上げて自主返納を促していく、あるいはそういった形の中で奨励していくということをされたらどうかと考えてますけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、木津署のほうで実施されているのかどうか私も分からないんですけども、5年程度前ですね、私の父親が生きていた頃なんですけども、自主返納ということで手続をさせてもらったところ、一定、相楽郡内の例えばうちのバスの乗車券を渡しますよとか、そういう案内は木津署のほうでしていただいた記憶がございます。現在の状況は分かりませんけども、木津署のほうに連絡しまして、当然、相楽管内の交通事故防止の一つにもつながると思いますので、ぜひそういう啓発も含めて一緒にやろうという形をお願いをしてみようと思います。

あと、岡田議員からおっしゃった高齢者サポート協議会の関係なんですけども、私が知っているのはSDカードのような安全運転のサポート協議会の登録店舗というのは知っておるわけなんですけども、勉強不足で申し訳ございません。また、勉強して報告をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

それともう 1 点申し忘れたんですけれど、本人が商品を買ったときに割引を受けられる。そして、運転して連れて行かれた方、家族の方とか友だちとか、そういう人に対しても対象になるということがうたわれてますので、つけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、28 ページ、京都府北陸新幹線南部ルート建設促進同盟会負担金という形で挙げていただけてますけども、これについて私の考えとかも入れて質問させていただきたいと思うんですけども、一応、プロジェクトチームについては松井山手付近から南回りというものが確認されておるわけですね。これはなぜかという、費用対効果でプラス 1 以上の数字が上がったので、こちらのほうにされたというふうに聞いておりますが、ただ一方で、東北新幹線で松井山手の駅ができるとすれば、南のほうからリニアのほうが奈良から出ます。

そうすると、松井山手と奈良の駅、非常に距離があります。だから、これが相互乗入れすることによってエネルギー効果が得られる、そういったことを考えるんですけども、そういった近隣市町村の意見というものはプロジェクトチームに進言できるのか、今までに進言できてないのか、都道府県だけで終わっているのかというところが疑問に思うんですよね。

ただ、一概に利用するのは近隣市町村、そして私たち和東町がこれからトンネルを見据えたまちづくりを考えていくにつけて、やはり道路網のアクセスというものがこれからまちづくりについては非常に重要なポイントになってきますね。そういったときに東北新幹線が松井山手まで来るなら、奈良の駅で止まるリニアが松井山手のほうに入ってもらふことによってお互いのエネルギー効果が得られると、こういったことを町長、そういう話がただ単にこういうコースがありますよというだけで止まっているのか、和東町からもこういうふうをお願いしたいと、そういった発言の機会はありませんでしたか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

北陸新幹線の推進協議会というのは、京都府、そして市町村が加入して、当時はその中でやっております。それが今、言われましたように、南進をさせていこうと。今、少しいろんな観点で検討されて足踏みしているような形ですけども、そういう計画を府全体を挙げてやっていこうというところがあります。

併せまして、リニアについては、当時、奈良のほうに通るとか、また精華町を通るとか、いろいろ議論はされておりましたけども、明らかになってきましたのは亀山ですね、あそこまでは具体的に来ているんですが、もう少しいろんな流れがあります。

この辺は和東がどうのとかいうよりも、府も挙げていろんな検討をしていく内容でありますので、協議会とか、そういうところにいてやっぱり情報も得なきゃならないということで、参画して積極的にそういう情報を得るという段階が現実の問題です。

今、言われたように、積極的というのは一時はありました。精華町を中心に、とにかくリニアは引っ張ってくるというのと、また、生駒のほうを走っていくというような問題がいろいろあって、生駒よりもう少し南部ですかね、そうあったんですけども、今はこういう状況の中で足踏みしているような状態というのは、今、私が取っている感覚であります。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

松井山手のほうからの案と、それからもう一つは、精華町の木津川近辺あたりですね、そういったことの一つの駅というコースの二つあったわけなんですけれど、もう一つの精華町の木津川西地区の地点については、費用対効果が少なかったということ

で切られたわけなんですね。その根拠から基づいたら、リニアが入ってきたら費用対効果はぐっと上がるわけです。松井山手の今の１％より数％上の形の費用対効果が生まれてくると思うんです。だから、そうすることがこの相楽郡のアクセス道路を非常に便利にするんじゃないかと思います。

ただ、奈良で止めてしまう、一つは、松井山手で止まるという、そういった同じ国がやる事業としては非常に莫大なお金を使う割には住民に対するサービス精神が足りない。だから、そういうことを町長も京都府の知事とか、あるいは相楽郡で一応お話をさせていただいて進言していただくというふうな機会もあってもいいんじゃないかなと思いますけども、その点をやっていただく予定はありますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

数年前からこういう話の中にありました。今、相楽郡内で話をされますと意見が二つあります。精華町の学研と京田辺の山手へ引っ張ってくれという要望。京都府知事は京都駅のほうへ、もう一つは奈良と京都の境目のところです、こういう話がある。このときに和束町はどっちについて話をするみたいなのがあったんですが、これは具体的にいくよりも、私は様子見をしたことがあります。

それと、もう一つ大きいのは、京都府と奈良県の話がありましたように、奈良市以南のほうへ持っていくのもありました。そういうのが、今、動いてますけども、具体的に相楽郡として私も一つにまとめたという覚えもありませんし、もう少し時間がかかる。今の状態では非常に意見がありまして、具体的にまとまってはおりません。そういうことでご理解をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

あと1点だけ確認させていただきたいんですけど、去年、京都府に対しましては和束町の道路要請ということで、井手線が狭隘でアクセスがしにくいということで1.5車線ぐらいに道幅を確保できるように、あるいはカーブを少なくするようにという形で京都府のほうに要望させていただいたわけなんですけども、だから、そういった道路が今度できたとすると、今、言っているように、松井山手へ行くのか、リニアのほうに行くのか、この辺が非常に今後の和束の道づくりにとって非常にポイントになってくると思う。だから、そういった意味で、井手のほうと和束町がタックを組んで、井手線を拡幅改良していくならば、そこへ出たときに和束町はどちらを向くのということを先に明示して青写真をつくらないと難しいのかなと、そういう危惧を持っていますので、これから町長の手腕にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほかございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度和束

町一般会計補正予算（第 7 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来たる 6 月 22 日午前 9 時 30 分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦勞様でした。

午後 4 時 10 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 岡 田 泰 正

会議録署名議員 畑 武 志